

## 「(仮称)枚方市の支援教育の在り方(案)」についてのパブリックコメント(結果公表)

「(仮称)枚方市の支援教育の在り方(案)」についてのパブリックコメントにつきまして、市民の皆さまからご意見をいただき、誠にありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見と、ご意見に対する本市の考え方を以下のとおり公表します。

意見募集期間	令和7年12月5日から令和7年12月24日まで(20日間)
意見提出者数	意見回収箱への投函【提出者10名】市ホームページの入力フォーム【提出者38名】電子メール送付【提出者2名】FAX【提出者1名】窓口【提出者1名】
公表意見数	60件

	意見	教育委員会の考え方
I	I-① <p>今回の案を拝見し、全体的に子ども目線の視点が弱く、「子どもは意見が言えない・考えられない」という前提があるように感じました。合理的配慮の説明(P10)では、身体面など目に見える障がいの事例は示されている一方、知的障がいに関する事例がなく、理解の難しい知的障がいこそ、具体的な合理的配慮の提示が必要だと考えます。支援教育の在り方を示すうえで、知的障がいの事例は欠かせません。</p>	枚方市支援教育充実審議会では、子どもを中心に据えた議論がなされ、「今後の枚方市の支援教育の在り方について」答申を受けました。このたびの「(仮称)枚方市の支援教育の在り方(案)」についても、審議会での議論・答申を尊重し作成したものです。そのことを明確にするために、方針の冒頭p4「ともに学び、ともに育つについて」記載しました。また、いただいたご意見をふまえ、修正案p13~p16のように合理的配慮の事例③~⑤を追記しております。
	I-② <p>また、P12で合理的配慮を「できる限りの工夫」と示し、学校と保護者が協力して考えるとありますが、なぜ当事者である子どもが含まれていないのでしょうか。子どもにも要求・要望を伝える権利があり、その受け止め方こそ議論されるべきだと思います。さらにP15で「子どもが自分の考えを話す機会」「納得した選択」とありますが、その前提となる「子どもが安心して話せる・表現できる環境づくり」への記述が必要だと感じます。「対話」という言葉についても、どのような方法を指すのか明確ではありません。知的障がいなど発語が難しい子どもにとって意思伝達手段の確保は大きな課題です。</p>	枚方市支援教育充実審議会では、子どもを中心に据えた議論がなされ、「今後の枚方市の支援教育の在り方について」答申を受けました。いただいたご意見につきましては、子どもが権利の主体である趣旨等を修正案p18~p19に記載しております。
	I-③ <p>P12で示されている「限られた人員や設備」の中で、非言語的コミュニケーションを含む対話環境の整備にどう取り組むのかも示していただきたいと思えます。</p>	いただいたご意見は、今後の施策等を検討していく上で貴重な提言として承ります。

	1-④	<p>P18の指導計画については、教員と保護者だけでなく、ST・心理職・医療など専門家の意見を反映する仕組みが不可欠だと考えます。子どもの声を中心に据え、周囲の大人が支える体制が示されることを望みます。</p>	<p>専門家との連携等については、修正案p44に記載しております。</p>
2	2-①	<p>以前の支援教育の内容に比べて、子どもの学ぶ権利を主体とした内容になり実現されることを期待しています。</p> <p>P9の合理的配慮については法的根拠のあるものなので、新学期の時点で学校から確認いただけるとありがたいです。年度のはじめは引き継ぎがほとんどなされず、毎年度配慮のない状態でスタートし、子どもの負担が大きくなります。前年度の終わりに面談があっても新年度に担任や、支援Coが代わり、1年の引き継ぎだけでも現状は困難です。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
	2-②	<p>P19の“校内支援委員会”はこれから設立されるのでしょうか。子どもの困り感についてアセスメントができ、合理的配慮があるだけで通常学級で学べる子どもも多いと思います。不適切な行動や集団学習について行けないなど行動面の氷山の一角だけを見ずにその要因を丁寧にアセスメントできる専門知識を持つ人と連携をし、支援体制を整えて欲しいです。</p>	<p>校内支援委員会については、すでに各学校に設置、運営されています。ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
	2-③	<p>現状はまだ、社会モデルより本人の頑張りで乗り越える医学モデルで支援をされる先生もたくさんいて、ご理解いただくために保護者が必要以上に知識や説明力を求められています。是非、環境設定や自立支援でうまくいったケースについて知る機会を持っていただき、枚方市の支援教育が他府県のモデルになることを願っています。</p>	<p>支援教育充実審議会において、教職員の支援教育に係る研修の充実について活発にご議論をいただきました。p34及びp40に研修等の体制整備について記載しております。</p>
	2-④	<p>まるっとひらかた、保健センター、相談支援との縦断的な繋がりを市の制度でカバーし支援の必要な子ども見落としのないようお願いしたいです</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
3	3-①	<p>支援教育のあり方として、少人数学級でのインクルーシブ教育の継続を願っています。</p> <p>息子は重度心身障害がありますが、地域の学校で大きく成長しています。歩けない息子ですが、クラスの一員として周りのお子さんも接してくれ、運動会では、お子さん達の方から「クラスの一員だから、選手として（エキシビジョンではなく）リレーチームに入れたい」という意見が上がり、先生たちも驚いたと聞いています。</p> <p>息子の成長の機会になっているのはもちろん、クラスにも良い影響が出ていることは間違いありません。引き続きよろしく願います。</p>	<p>本市では、障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の構築を推進しています。ご意見にあるように、地域の学校での豊かな学びを継続できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整備に努めてまいります。</p>

4	4-①	小学校 ダブルカウント残して欲しい	今後も、子どもたちに必要な支援体制の充実に取り組んでまいります。
5	5-①	<p>P21 就学について</p> <p>保護者やお子様自身がどの進路を選択するのか非常に悩むところだと思います。フローチャートで分かりやすい内容だと思いました。医療機関療育機関 担任の先生方からの情報をまとめて進路先に相談へ行った経験があります。結局1番わかりやすかったのは実際に通っている保護者の方からの情報でした。子どもいわく、中学校時代が1番大変だった、しんどかったけど友達が良くしてくれたと話しています。今はどうか分かりませんが教科別の授業で提出物の管理が苦手なうえ休んでいる時にプリントがもらえなかった事が多々あり、提出物など評定に影響大だとの事でしたので個別の支援内容が充実していれば良いと願います。</p>	ご意見の趣旨も踏まえ、保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
	5-②	<p>P26 通級指導教室について</p> <p>年度途中から入室できるのは良いことだと思います。1番困っている時に手を差し伸べてあげたら…と感じる事があるからです。ただ、現場の先生方の人員が確保できているのか心配です。1つの階段を足踏みしながらでも上がろうとしている時にそれを支える人が重要だと思うからです。これからも充実した学校生活が送れますよう、子どもたち、先生方を応援しています。</p>	ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
6	6-①	<p>「障害の有無にかかわらずともに学ぶこと」ができるようになっていますが、個の障害の定義をどのように即えているかと思います。本来ならば性差、民族差、経済的格差、能力差など多様な差異を包摂をめざすのが国連でいうインクルーシブ教育のイメージなのですが、ここでは「障害」にのみに焦点化されていないでしょうか。(日弁連インクルーシブ教育プレシンポジウム札幌での基調講演から)</p> <p>今、学校では虐待、外国にルーツなど、学校では解決できない背景を抱えた子どもたちが通っています。「支援教育の在り方」となっていますが、インクルーシブ教育というならば、これらの子どもたちの存在があることを忘れてはならず、これらの問題を解決するための制度(物的環境、人的環境)を整えていくことが不可欠です。例えば、外国籍労働者が子どもを本国より呼び寄せることにより外国籍児童は確実に増えます。その外国籍児童の教育を学校だけに投げるのではなく、外国籍労働者の働く企業の力を借りその子どもに日本語指導をするなど、学校以外のリソースへの理解と協力が不</p>	インクルーシブ教育については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。

		<p>可欠になります。</p> <p>インクルーシブ教育は、制度の整備だけでなく、学校の中で「ともに学び、ともに育つ」子どもと子どもをつないでいくことが必要になります。学校の中でのことは教員も頑張らないといけないことなので、これはやってまいります。リアルに制度面を整えていくことをお願いします。</p>	
7	7-①	<p>P4、「ともに学び、ともに育つ教育について」、審議会が出した答申のものは一切なく、平成25年の大阪府の文書の引用のみになっているのは、どういった意図なのか、枚方市の方針の資料で枚方市の考えて述べないのが疑問です。3年前の文科省通知による混乱の際、「理念は変わらない」と何度も言われていましたが、理念としてハッキリここで述べられていないのが不思議です。</p>	<p>「ともに学び、ともに育つ教育」については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨も含め修正案p4のように修正しております。</p>
	7-②	<p>P4と P5の間に、審議会の答申なら「ダブルカウント」(支援学級の子も人数に含めた少人数学級編成)の継続が載っていましたが、支援教育の方針の資料に載せない理由の説明はなく、中間報告でも審議会中にもダブルカウントが継続される話が出ていました。しかし、元々は市教委が「必要性が薄れる」などと勝手に言ったことで多くの方が不安になった件ですので、「市の方針と教育の方針は別物」などというような理由も通りません。必ず載せていただきたいと思います。</p>	<p>枚方市支援教育充実審議会における、少人数学級編制事業に関するご意見の趣旨は十分に認識しております。本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、これまで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級の一員であるという考え方に変わりはありません。</p>
	7-③	<p>P5、「インクルーシブ教育における国際的な流れ」で、枚方市の流れは全く載せずに国際的な歴史を載せているのは疑問です。枚方市の方針には、国際的な流れを優先して示すより、枚方市で取り組まれてきたことをまずは示すべきだと思います。</p>	<p>インクルーシブ教育については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。修正案は、枚方市支援教育充実審議会の答申を踏まえ、今後の「方向性」をまとめております。</p>
	7-④	<p>P29 子ども→お子様になっていましたが、統一しますか？</p>	<p>いただいた意見をふまえ、表現を「子ども」に統一しました。修正案p40を修正いたしました。</p>
	7-⑤	<p>最後のページの用語集、アセスメントだけしか書かれていませんが、自立活動のページのように、「アセスメントってなに？」で同じようにアセスメントの関連ページのところに入れたらいいと思います。</p>	<p>用語集につきましては、修正案p45～p46のように文言を追記しております。</p>
	7-⑥	<p>パブリックコメントで、同じような意見があったとしても、まとめずにすべての意見を一覧にしていきたいです。一人一人の言葉は違うもので、ニュアンスも異なるため。</p>	<p>いただいたご意見のとおり原則として、いただいたご意見のまま掲載しております。</p>

	8-①	<p>P5教育に関しては、障害のある子どもが、他の子どもと同じ学校で学ぶ権利を保障し、特別支援教育が分離ではなく、共に学ぶ形で提供されるべきであるとしています。→同じ環境下で学ぶことを示しており、学校内で隔てて専門的な教育施すような推奨はされていない。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p5「障害者の権利に関する条約」のように修正しております。</p>
	8-②	<p>P7必要な支援(合理的配慮)を受けながら、安心して学べる環境が整っています。→これが教員による「入り込み」であり、それが通級では人員不足を理由に実現できていない状況。「やります」と言いつつ、マンパワー的に実現しないのは詐称では??3年前と変わらない状況。モデル校での運営状況の結果を把握しながら進めるのでは?なぜモデル校の結果がない??</p>	<p>本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
8	8-③	<p>P9障害のある人が平等に参加できるようにする工夫→同じ教室で過ごせるようなゴールであれば、通常級の担任にも研修が必要。「支援のことは支援で」と丸投げする教員があまりにも多い。また教員間の連携不足も著しく、研修を受けた支援学級コーディネーターや支援担が校内で共有しているとはとても思えない。</p>	<p>支援教育充実審議会において、教職員の支援教育に係る研修の充実について活発にご議論をいただきました。 p40に支援学級担任の研修等の体制整備について記載しております。</p>
	8-④	<p>P12合意形成について。リタリソフトで自動的に支援計画を出せるのは「働き方改革」にはなりますが、どうして問題行動に繋がるのか、身体的・心理的・社会的な根拠を先生方が把握できる方法とは思えません。本質的な児童・保護者の理解はどうするのか(既定のない先生方の障害理解について)、お考えいただきたいです。子どもは十人十色、生身の人間です。自己研鑽してもしなくても、特別支援学級担任は務まるといった状況では資質能力は向上しないと思います。毎年毎年、学級担任では問題が生じたような先生が、特別支援学級担任を務める状況を、打開していただかないと困ります。</p>	<p>ICT活用で事務を効率化し、その分「子どもと向き合う時間」を創出することにも繋がると考えております。子どもの思いを尊重し、子ども・保護者・学校が互いの立場や状況を理解し合い、対話を重ねながら、子どもたちの支援を進めてまいります。 なお、支援学級担任等の研修の体制整備等にも取り組んでまいります。</p>
9	9-①	<p>9 通級指導教室での支援の充実 11 自立活動について 枚方市では、通級指導教室が全校に設置される予定ですが、その運用によっては担当が誰でもできる簡単な仕事と誤解される恐れがあります。また、全校設置により他校通級や放課後通級の選択肢がなくなる懸念もあります。 通級指導教室の担当者には高い専門性が求められ、市教育委員会はその専門性を保障すべきです。専門性は「分ける教育」ではなく、「共に学び、共に育つ」教育の実現を目指す意味での専門性です。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。 p40に支援学級担任等の研修等の体制整備について記載しております。</p>

	<p>聴覚言語領域では、専門性の高い教室による通級指導が重要です。全校設置で他校通級がなくなると、専門知識のない担当者による指導となる恐れがあり支援の充実は望めません。従来通り、専門的な拠点教室への他校通級や巡回指導、あるいは外部の言語聴覚士の活用が必要です。</p> <p>言語障害や難聴、自閉スペクトラム症などの児童生徒には、それぞれ専門的な対応が必要です。特に言語障害は通級児童生徒の約 43%、自閉スペクトラム症等は約 41%を占めています。児童生徒の困難さを個人の特性だけでなく、周囲との関係から捉え、共に学んでいるみんなで改善していく視点が大切です。「共に学び、共に育つ」教育や安心できる場所づくりが重要です。「11 自立活動について」にはこの視点が抜け落ちています。</p> <p>「共に学び、共に育つ」教育や安心できる場所について考える際、ポリヴェーガル理論や神経多様性（ニューロダイバーシティ）の観点から捉え直すアプローチが参考になります。</p> <p>「インクルーシブ教育モデル校」を設置し、支援学級を廃止し必要に応じて支援を受けられる特別支援教室による取り組みを試行していく取り組みが望まれます。</p> <p>※通級指導教室の障害別の割合は、「平成 25 年通級による指導実施状況調査結果 文科省」によります</p>	
10	<p>10-①</p> <p>P17からP19</p> <p>全てのこどもが安心して学べるために、、、の部分を読みすすめると、全校生徒の中で個別に支援を望む生徒が対象かと思っていましたら、障害者やその可能性のある生徒が対象というのがわかってきます。わかりにくいですが、それであるならば、勉強ができる生徒が安心して学べるため、とすべきです。(最初にあるインクルーシブとは、対立するとは思いますが、文章からはそうとられても仕方ありません。) また対象を、はっきり明記したうえで、保護者、本人に普通学級か、支援学級か決めて良いとはっきり書いた方がいいです。</p> <p>そもそも、期待できる成果の欄は、支援学級の生徒さんにはそんな簡単なものではないと思います。また、先生方もいくら時間があっても個別の丁寧なフォローなど無理だと思います。それなら、みんな同一クラスで過ごす方がいいと思います。先生方よりも、回りの友達が最高の師となり、喧嘩しながらも教えてくれますし、そうい</p>	<p>本市では、障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の構築を推進しています。ご意見にあるように、地域の学校での豊かな学びを継続できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整備に努めてまいります。</p>

		<p>う子どもたちも将来、頼もしい素敵なお大人になるでしょう。わざわざ社会を分断するような経験を、こどもたちにさせるべきではありません。少なくとも公立の学校ではおかしな話です。学校は社会の縮図です。障害者に、《公平にするための工夫 P9》を施すのではなく、回りが理解したり、いろんな人がいる環境に大多数の健常者が、馴れていく方が早いのです。普通学級にも籍だけ置くことは、インクルーシブの隠れ蓑みたいです。先生方のご負担も相当かと推察しますし、クラスがわかれていることは、全員が安心して学べる環境とはいえないと思います。こどもは案外敏感です。差別も生みます、分断を経験させないでください。</p>	
11	11-①	<p>P18の「4. 学びの場の意向について」や21pの「7 就学相談と支援体制の充実」では、通常学級の体制を整える視点が欠けているように感じる。支援学級、通級学級を整えて終わりではなく通常学級で学びたいと考えている潜在的な児童、保護者の実態と可能な配慮を継続的に調査すべき。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもの思いを尊重し、支援を進めてまいります。</p>
	11-②	<p>P24の「7. 教職員の学び合いと研修」について、支援教育コーディネーターとあるがそもそもどのような役割なのか説明がない。支援教育の在り方についてのこの文書には記すべきではないか。活動内容やどの程度配置されているかなど、詳しく明示していただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p45用語集に追記しております。</p>
12	12-①	<p>P1の仮イラストですが、P25のように車いすの子、また、ヘッドホン(イヤーマフ)を使用している子、呼吸器を使用中、バギーに乗っている子、バランスボールを使用している子などもあったほうが多様性、インクルーシブについて学校が一緒に考えてくれるように感じると思います。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案のように修正しております。</p>
	12-②	<p>色々な場所で障害者→障がい者へ変更した方がいいと思います。「害」という文字は、区別差別を思い起こさせます。</p>	<p>本市では、「害」だけを「ひらがな」にした場合、視覚障害者の方が使用される音声読み上げソフトによっては、「しょうがい」と読まないものがあることや、「障」にも差し障りという意味があること、また、法律・政省令・団体名称などは漢字表記であり、ひらがなと混在し煩雑となるなどの理由から「障害」と表記しております。標記につきましては、今後も、国や他自治体の動向などを注視してまいります。</p>
	12-③	<p>P6年接続可能な→持続可能なだと思えます。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p6のように修正しております。</p>

	12-④	<p>P6 2022年総括所見の障害者団体との協働による政策形成は、枚方ではどの団体と協働されているのか？ご理解ある団体名をあげておくと、枚方らしさが出て良いと思います。</p>	<p>団体名の記載は控えさせていただきますが、今後も障害者団体等と連携して協働の政策に努めてまいります。</p>
	12-⑤	<p>P7 こどもにかかわるすべてのみなさまへ と書かれていますが、教員の先生方がインクルーシブに詳しくない、合理的配慮についてご存知ない、など現場と不釣り合いな文章です。保護者だけが、学校との協力や理解を通じて、子どもたちの学びを支えるわけではなく、教育に障がいを持つ子どもたちに寄り添う対応がないことが問題です。もちろん、この素案は、教員の先生方がすべて理解されていると保護者、子どもたちは考えますが、全員同じレベルで対応できるようになるのか？懸念します。</p>	<p>枚方市支援教育充実審議会において、教職員の支援教育に係る研修の充実について活発にご議論をいただきました。p40にも支援学級担任等の研修等の体制整備について記載しております。ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
	12-⑥	<p>P8 国内法の整備で、合理的配慮の提供をより実効性のあるものにするための制度整備が求められている、とありますが、小学校から中学校へ連携されているはずなのに、一から説明しないと合理的配慮が受けられない、先生によって配慮をする、しないがある、翌年担任の先生が変更になれば、引き継がれないなど、困っている子どもたちがいます。法律がなければ配慮は必要ないとお考えでしょうか？あとの方で基礎的整備、子どもの権利についての記述がありますが、先に記述するほうが良いと思います。合理的配慮について、教員の先生の過度な負担にあたる配慮はしないと文言はありますが、配慮出来る先生がいるのに、配慮出来ない先生は、配慮を必要とする子どもたちに、学校を自分の居場所とは感じられない影響を与えていますが、それはこの素案のままでいいのでしょうか？子供に関わるすべてのみなさまへ、ということは、教員へのメッセージととらえるなら、はっきり教育現場なりすべての教員へ、などわかりやすい表現にされることを期待します。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。p40に支援学級担任等の研修等の体制整備について記載しております。</p>
13	13-①	<p>P8 障がいのモデルについて、具体的に社会の障壁は何のことか？例がある方が理解しやすいので、例の記載をお願いします。ちなみに、社会モデルについて、支援の先生に聞いてみたら説明できませんでした。このまま素案が通れば、教員の先生が全員ご理解されていると保護者、子どもたちは思いますが、大丈夫でしょうか？とても懸念します。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p8「障害のモデル」のように修正しております。</p>

	13-②	<p>P9 10合理的配慮で他の人と同じようにではなく、教育を受けるときになど文章を変えたほうが良いと思います。他の人と同じことが出来るようになることが目標ではないですが、そのように勘違いさせられます。また、負担が重すぎないですか。支援出来る先生がいれば、出来ない先生、無理解の先生にどう対応されるのか？それを知りたいです。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p9「合理的配慮とは」のように修正しております。</p>
	13-③	<p>P10検討とありますが、建設的会話ではないのでしょうか？出来る先生がいれば、こどもたちは学校側は出来ると期待しますが、それについては、全員配慮出来る先生に変わっていくことをとても期待します。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p11「合理的配慮の提供までのプロセス」のように修正しております。</p>
	13-④	<p>P9 基礎的環境整備について、例えば、特定の個人からの申し出がなくても、集団全体で恩恵がうけられるようなバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたハード、ソフト面での配慮を指します、など詳細を述べた方がわかりやすいと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p9のように修正しております。</p>
	13-⑤	<p>P9 SLD は、読み書き、計算の困難だけではありません。具体例にするなら、困り事を詳細に書くべきで、そうすることで素案を読んだ保護者、子どもたちが困り事について学校へ相談することへつながるかもしれません、それを具体例に期待します。ADHD について、全体の基礎的環境整備について出来る事は他にも一杯ありますので、ぜひ記述していただきたいです。そうすることで、合理的配慮は少なく、基礎的環境整備で他のこどもたちも伸び伸び学校で過ごせるかもしれません。</p>	<p>修正案p13～p14における「合理的配慮の事例」やp37及びp39「具体的な指導事例」において具体例を記載しております。</p>
	13-⑥	<p>P10 全校体制で継続的に支援と記載されていますが、毎年同じ説明を保護者はしていたり、子どもも同じことを聞かれます。現在、学校では、全職員、全教科となることを理解されていないので、理解されるように期待します。また、支援計画について、年単位より、月単位、学期単位の方が、目標が明確で評価しやすいので、学校、保護者、こどもとより細やかな連携が取れるように、タブレットで連絡を取り合う方法など出来ることが一杯あるので変更して行って欲しいです。教職員間での共有、共通理解です。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
14	14-①	<p>P11 合理的配慮の事例ですが、医療的ケア→本人の困り感ではなく、状況です。例えば、授業参加の時に、酸素チューブの長さが短く活動範囲が狭くなり参加しにくい、が困り感だと思います。バギーの導線→動線かと思います。また、スロープ化を含む、にエレベーターも付け加えた方がいいと思います。</p> <p>事例 補聴器ですが、本人の困り感ではなく状況で</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p12「合理的配慮の事例」のように修正しております。</p>

	<p>す。例えば、補聴器を使用しているが、早口だと口頭説明が理解できない、危険を察知できない、などが困り感だと思います。また、特定の先生だけではなく、友達の声も聞き取れないです。また、授業を行う先生にお願いではなく、必要性を理解して、補助システムを使用してもらおう、だと思います。合理的配慮の提供について、教室の机やいすの脚にテニスボールをはめて・・・は、発達障害で聴覚過敏の例で補聴器ではないです。APD（聴覚情報処理障がい）とは別です。支援教育というなら、発達障害、肢体不自由、などについての事例も必要だと思います。就学相談の時に、自分の子について例がない、また前例がないと保護者は不安になります。</p>	
14-②	<p>P12 支援の内容が上手くいかない時、とありますが、やってみないとわからないのに、前例がない、やったことがない、やりたくない、と無理解で一緒に考える体制を学校側に感じません。発達障害は、年齢に見合った行動ができなくて困っている、それに寄り添うには、正しい理解が必要です。共有の前にまずは理解をお願いします。</p>	<p>子どもの思いを尊重し、子ども・保護者・学校が互いの立場や状況を理解し合い、対話を重ねながら、子どもたちの支援を進めてまいります。 なお、支援学級担任等の研修の体制整備等にも取り組んでまいります。</p>
14-③	<p>P12 こどもにかかわるすべてのみなさまへ・・・支えるのは、保護者、市民、学校、行政だけではなく医療、社会も入ると思います。・・・努力している現状とありますが、では不登校はなぜ減らないのでしょうか？一緒に考える姿勢がないのは、学校側だと思いますので、今後がとても心配です。『子どもの声に耳を傾ける』とありますが、声＝発語だけではなく、表情、視線、身体の動きなどその子どもの声の表し方を知ることが理解の第一歩となります。言葉だけではない、ということをご理解いただきたいです。発語ではなくても、こどもからのメッセージに気づける教員の先生、学校に変わることを期待します。</p>	<p>子どもの思いを尊重し、子ども・保護者・学校が互いの立場や状況を理解し合い、対話を重ねながら、子どもたちの支援を進めてまいります。 なお、支援学級担任等の研修の体制整備等にも取り組んでまいります。</p>
15	<p>15-① P15   自立におけて今できること 「やってみよう」・・・将来の学びの場について・・・は、出来る子と出来ない子がいるので不要な文章と考えます。</p>	<p>本在り方については、枚方市支援教育充実審議会答申を尊重して枚方市の方針として作成したものです。子どもの思いをくみ取り、尊重することを大切にしております。</p>
	<p>15-② 子どもの意思を尊重するで、考えを話す機会を持ち、理解しやすい説明を受け対話を通して・・・ 対話は、その子の理解に合わせたコミュニケーションが必要です。それが上手く出来ていないのは、大人側の問題もありますので、理解しやすい説明を受けてなどの文章を追</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p20「子どもの意思を尊重する」のように修正しております。</p>

		加してもいいと思います。	
	15-③	2、「自分らしく生きる力」保護者と教員が連携して「その子にとって」わかりやすくを追加してはいいのではと思います。口頭での説明を聞き取るのが苦手な場合に、話し合いという口頭ではなく、視覚支援が必要なものもあります。その支援を丁寧にする事で、自分の気持ちを話そうと教員を信頼するのです。わかりやすい説明・・・こどもの気持ちを丁寧に聞きとる「対話」→口頭説明が理解しにくい場合は、タブレットの音声入力、メモなどを利用して内容を残しつつ、、、など具体的な方法は、それぞれ違いますが、どんな方法な支援していただけるのか？具体例があると安心します。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p20「2.「自分らしく生きる力」」のように修正しております。
	15-④	P16 情報共有だけではなく、同じレベルの支援が必要だと思います。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p21「学校の連携と共通理解」のように修正しております。
	15-⑤	3、広い視点で・・・これまでの社会や常識にとらわれることなく広がっていく・・・何のことを言っているのか？わかりません。不要だと思います。「こんな働き方・・・」職場見学も変化してほしい（在宅で出来る仕事など）と思います。	ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
	15-⑥	P17 インクルーシブ教育の推進 集団づくり？グループワーク以外にも方法はあると思います。支援体制の構築→例えばどんなことですか？その記述があったほうが分かりやすいです。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p22「インクルーシブ教育の推進」のように修正しております。
	15-⑦	2 教育支援ソフト「」「」「」実現されているようには思えません。指導、支援記録の蓄積と共有 → 引き継がれていないので、現場と合わない文章です。現場が引継ぎを正確にして、支援の継続が出来るようにするためにどうすればいいのか？学校が変わっていくことを期待します。教員の「感覚、経験」は？根拠のないことを大切にするのでしょうか？うまくいく、うまくいかなかった、の振り返り、考察をして次につなげることを期待します。感覚で次にどうやって引き継ぐのかを知りたいです。	p40に支援学級担任等の研修等の体制整備について記載しております。 ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
	16-①	P18 4学びの場の意向・・・医療や関係機関と連携・・・受診動向を拒否されていますが、どうやってアセスメントをするのでしょうか？また、通常学級担任と支援担任の良好な関係作りを期待します。	ご意見の内容を受け止め、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
16	16-②	P19 子どもに関わる・・・「支援が必要な・・・」この2行は不要だと思います。	本記述は、支援を「個人の課題」から「自分らしさを発揮するための権利」へと転換する意思を示すものです。「誰もが支えを得て育つ」という普遍的視点に立ち、多様性を尊重し、安心して学べる学校づくりを推進するため案の通りと

		します。
16-③	P23 4 ソーシャルスキル ピアサポート→社会的スキルの習得ではなく、悩みの共有から具体策を考え、ロールプレイなどで社会スキルアップを図る、だと思います。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p32のように修正しております
16-④	5、「個別の…」参画→学校と家庭の一貫した支援の基礎作り、引継ぎに利用する も追加してほしいです。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p33のように修正しております
16-⑤	P24 6 合理的配慮 例 にタブレットでの課題提出、目的にLDの子が授業参加しやすくなる、はいかかでしょうか？	お寄せいただいた視点を活かし、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
16-⑥	7 教職員の学び合いと研修 研修内容を本当に理解されているのか？疑問に思うことがあります。こどもの見とり、とありますが、感覚なのでしょう？また、人権教育もありますが、社会モデルへの理解がない現場を変えていく必要があると思います。今までの研修で理解が進んでいないことはお気づきでしょうか？研修の内容を変える、インクルーシブ教育について精通している講師を招くなどもいいのでは？と思います。	枚方市支援教育充実審議会において、教職員の支援教育に係る研修の充実について活発にご議論をいただきました。ご意見の趣旨も踏まえ、p40に支援学級担任等の研修等の体制整備について記載のとおり、今後も研修を実施してまいります。
16-⑦	P25 Hirakata 授業スタンダード で、ICT の効果的活用とあります。下のイラストでは、それだけ？と心配になります。情報量が多く、わかりにくいイラストなので無しにして、スタンダードを見やすくするほうがわかりやすいと思います。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p35～p36のように修正しております。
16-⑧	P27 通級教室の時間についての記載がないので、追加した方が分かりやすいと思います。	ご指摘の個所につきましては、案の通りとします。
16-⑨	P28 生活上の困難を改善・克服 → 障がいは、克服するものでしょうか？適切な表現への変更を期待します。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p39のように修正しております。
16-⑩	P28 具体例 知的だけの子は少ない。例は不要と思います。	ご指摘の個所につきましては、案の通りとします。
16-⑪	P29 事例③成果 参加することができる、だと思います。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p40のように修正しております。
16-⑫	P30 表の感覚の活用は、何のことでしょうか？具体例があるとわかりやすいと思います。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p41のように修正しております。
16-⑬	P33 3 医療・心理などの…他市でしているような本人、保護者も含めた「担当者会議」を就学前に行い、特に医療ケアの必要な児童生徒には情報共有、ケアの正確性を守るようなかわりが大切だと思います。	ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。

17	17-①	<p>支援教育審議会で話し合われた、モデル校に関する記述がまったくないのが不自然に感じます。</p> <p>具体的に決まっているわけではないけれど、「ともに学びともに育つ」理念を推進するためにモデル校の設置も視野に入れている、というような記述があってもいいのではと思います。</p>	<p>モデル校の設置については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨は理解いたしますが、修正案では現行制度の枠組みで実施可能な内容を示しております。今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
	17-②	<p>ダブルカウントに関してはどうなったのでしょうか？審議会が発足したきっかけになったはずですが、これらについても記述がないのがなぜなのか気になります。</p>	<p>枚方市支援教育充実審議会における、少人数学級編制事業に関するご意見の趣旨は十分に認識しております。修正案は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、これまで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級の一員であるという考え方に変わりはありません。</p>
	17-③	<p>資料の以下の点に違和感を感じます。</p> <p>P26 通級指導教室について 「週に数時間だけ特別な支援を行う場所です。」→ 「週に数時間、その子に必要な支援を行う場所です」</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p37のように修正しております。</p>
	17-④	<p>P28 支援学級での支援の充実 「生活上の困難を改善・克服し、」→「生活上の困りごとを受け止め」でいいのではないのでしょうか？(人権モデルの記述になっていない)</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p39のように修正しております。</p>
18	18-①	<p>4 ページともに学びともに育つ教育について</p> <p>審議会で今までの枚方市の教育について総括をすると聞いていた部分がこのページなのかなと思うのですが、ともに学びともに育つは、通常級の中に支援の必要な子も合理的配慮を使うことで存在し、一方的な関係でなく、多方向に(子ども同士、大人と子ども)育ち合う場が生まれてきましたということだと思います。教育の場の選択肢を増やすことは、やはり分離であることには変わらないので、ともに学びともに育つ理念とは矛盾するなと思いました。</p> <p>現状、通常級のユニバーサルデザインや個に対する合理的配慮は、保護者から見て不十分と思うので、通常級の受け入れ体制が整うまでの経過措置としての教育の場の選択となるのであれば納得できます。</p> <p>枚方市の方針がともに学びともに育つから、教育の場の選択肢を増やすことへ移行した、もしくは、増やしたことの理由としては、4.27 通知が出たからということになるのでしょうか？</p>	<p>本市では、障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場で共に学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の構築を推進しています。ご意見にあるように、地域の学校での豊かな学びを継続できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整備に努めてまいります。</p>

	18-②	<p>又、ダブルカウントに対する言及がないのですが、分離ではなくともに在る、同じ場にいることが大切という思いを具現化しているのがダブルカウントだと思いますが、なぜ言及がなかったのでしょうか？</p> <p>3年前の前教育長は、国による35人学級制が小学校の全学年で始まれば、ダブルカウントは国の予算で35人学級が実現することを持って、その意味を無くすとおっしゃっていましたが、国の制度では支援級の子は普通級にカウントされないので、35人+αになり、下手をすれば40人学級だって有り得ます、これでは少人数学級とは言えないので、これからも市費がかかるとしても、ダブルカウントは必要と強く思います。この審議会でもダブルカウントは必要だし重要と合意が取れていたため、この答申にも載せて欲しかったと思います。</p>	<p>枚方市支援教育充実審議会における、少人数学級編制事業に関するご意見の趣旨は十分に認識しております。本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、これまで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級の一員であるという考え方に変わりはありません。</p>
19	19-①	<p>大阪府立枚方支援学校では、現在395名の児童生徒が学んでいます。国の設置基準を守って環境整備をしていただきたいです。本来ならば大阪府教育委員会へお願いすることではありますが、すでに意見の申し入れをしています。併せて枚方市教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課様にも担当課として知っていただきたいです。大阪府が掲げている「ともに学び ともに育つ教育」。これは、すべての子どもが障害の有無にかかわらず、地域の学校で誰もが安心して一緒に学び、育っていくことをめざす教育のあり方です。残念ながら枚方支援学校の児童生徒数の過密過大により枚方市に住んでいながらも、近隣の四條畷市にある四條畷校へ通学している子どもたちがいることは、地域の学校で安心して一緒に学び、育っていったいではないのでしょうか？</p> <p>市内地域の小学校・中学校に通う支援が必要な子どもたちにとって学習はもちろん、生活や経験を保障できているとするならば、枚方支援学校の小学部・中学部に通っている子どもたちは学習環境を保障していただけないと思います。それは、圧縮学級(教室不足のため、国の基準を守らずに学級内の児童生徒数が学級に多く詰め込まれている状態)や、特別教室がホームルーム教室に転用され確保されていない現状があるからです。子どもたち一人ひとりの違いや個性を尊重し、互いに認め合いながら、ともに成長していくことを大切にする考え方の基、枚方市の支援教育の在り方が示されるならば、枚方支援学校へ通学する枚方市に在住する子どもたちの教育環境も保障してください。枚方市</p>	<p>本方針案は市立学校における支援教育の在り方を示すものであり、府立支援学校の設置は大阪府の所管事項ではありますが、市としても課題意識は共有し、関係機関と連携してまいります。</p>

		<p>議会では「枚方市にもう一校、支援学校を作ってほしい」と希望した意見書が採択されています。どうか子どもたちの教育環境を一緒に守ってください。ゆったりとじっくりと学ぶことができる学校。各特別教室を十分に活用し活きた体験、学習経験を子どもたちに保障できるよう枚方支援学校の環境を整備していただきたいです。また枚方市在住の児童・生徒は枚方市の支援学校へ通わせてください。どうかよろしく願い致します。</p>	
20	20-①	<p>P17とP18 ページに枚方市の取り組みの独自性として、教育支援ソフトと診断書なしでの柔軟な対応について触れていますが、従来の少人数学級編制事業については記載がありません。少人数学級編制事業を終了するのならば、支援級在籍の児童は、クラス発表時にどこに名前が書かれるのでしょうか。グラデーションがある中で支援級の利用時間が少ない場合でもクラスの一員として扱われなくなるのではないかと懸念しています。</p>	<p>枚方市支援教育充実審議会における、少人数学級編制事業に関するご意見の趣旨は十分に認識しております。本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、これまで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級の一員であるという考え方に変わりはありません。</p>
	21-①	<p>本方針案を読むと、前半では社会モデルに基づく考え方が大切にされていることがよく分かりますが、後半では医学モデルを前提とした表現が多く使われているように感じました。全体として、どちらの考え方を基盤として支援を進めるのかが少し分かりにくく、前半と後半で整理が異なる印象を受けます。枚方市支援教育充実審議会の答申では、国連障害者権利条約や障害者差別解消法の考え方、すなわち社会モデルや人権モデルが中心に示されていたと理解しています。そこで、本方針案ではこれらの考え方がどのように整理され反映されているのか、教えていただけますでしょうか。</p>	<p>本在り方については、枚方市支援教育充実審議会答申を尊重して枚方市の方針として作成したものです。</p> <p>いただいたご意見をふまえ、全体的な文章表現を修正しております。</p>
21	21-②	<p>答申案では、通常学級で多様な子どもたちが共に学ぶための環境整備として、ダブルカウントの継続や拡充の重要性が議論されていたと理解しています。また、枚方市が国連障害者権利条約の採択以前から取り組んできた原学級保障は、社会モデルの考え方を先取りした、枚方市ならではの大切な教育実践の歴史だと思えます。本方針案では、こうした制度の背景やこれまでの取組についての記載があまり見られませんが、どのように位置づけられているのか教えていただけますでしょうか。</p>	<p>枚方市支援教育充実審議会における、少人数学級編制事業に関するご意見の趣旨は十分に認識しております。本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、これまで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級の一員であるという考え方に変わりはありません。</p>
	21-③	<p>審議会の答申では、学校現場の状況や教職員の負担、制度運用上の課題やその対応策について丁寧な話し合いが行われていたと理解しています。本方針案では、答申でまとめられた意見や提言がどのように整</p>	<p>本在り方については、枚方市支援教育充実審議会答申を尊重して枚方市の方針として作成したものです。その旨を明確に示すためp4「1.ともに学び、ともに育つ教育について」に記載</p>

		理され、どの点が反映されているのかが少し分かりにくく感じました。答申と支援方針案の関係や差異について、市としての考え方を教えていただけますでしょうか	しております。
	21-④	書字困難に対する合理的配慮の具体例についても、ICT 支援機器の使用などを含めて記載していただけると、学校現場や保護者にとって分かりやすいと感じます。今後、合理的配慮の事例をさらに充実させる予定はあるのかについてもお伺いしたいです。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p13~p17のように修正しております。
	21-⑤	パブリックコメントについては、市民の意見が正確に伝わるよう、寄せられた意見を原文のまま全て公開していただけますようお願いいたします。	原則として、いただいたご意見のまま掲載させていただきます。
22	22-①	<p>3年前の427 通知→教育長の号令から発せられた校長先生からのプリント配布事件の時の、あの1枚のプリントが、今回34枚に引き伸ばして詳しく書いたものになっただけだと感じました。審議会の話し合いを経て3年前の撤回された方針と何か変化したのか、この素案には枚方市が大事にしてきた枚方市独自の手厚い支援、枚方市らしさは見えません。</p> <p>ダブルカウントすら消されてしまい、枚方市がその辺の普通の市になって行こうとしているようで、大変残念です。</p> <p>我が子は支援学級にすら登校が難しい状態です。不登校と支援の関係についての言及も無いのは文科省に擦り寄り過ぎた現場無視に感じます。また、支援学級の子が普通学級の子どもから別扱いされるイジメに苦しんでいる事にももっと踏み込んで欲しいです。「支援学級はこんなところですよ!」って書いたら「原学級はこんなところですよ!」って書いてください。支援学級はこんなところですよ!とだけ書かれたら、分けられてる、取り出されてる、って感じます。</p> <p>素案に書いてある事が支援スキルも無いまま、いきなり支援担任に当たった人には無理だと思います。実際、支援担任なのに声のかけ方の基本もわかっていないスキル不足にも程がある支援担任は何人もいて、支援担任との関係から準不登校や不登校になっている子どもはたくさんいます(調査して欲しいと思っています)。</p>	<p>本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、これまで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級の一員であるという考え方に変わりはありません。</p> <p>また、支援学級担任等の研修については、p34, p40に記載のように、今後も取組んでまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策等を検討していく上で貴重な提言として承ります。</p>
23	23-①	<p>P5「インクルーシブ教育における 2 国際的な流れ」について</p> <p>スウェーデンなど北欧諸国などの具体的先進事例について紹介し、検討してはどうか。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策等を検討していく上で貴重なご意見として承ります。</p>

	23-②	P7「学校や地域がインクルージョンの実現に向けて取り組んでいる中で…」とあるが、地域は具体的にどのようにかかわっているのか、かかわっていくべきと考えているのか？	ご意見も踏まえ、修正案p7のように修正いたしました。子どもが地域の学校で学ぶにあたっては、保護者、学校、関係機関（地域も含む）が連携して子どもたちの支援を進めて参ります。
	23-③	発達障害と思われる児童を、周りの児童が思いやりを持って接している姿を職場で目の当たりにしているため、みんながずっと一緒にいることがみんなの生きる力としての非認知能力を育てているのではないかと感じる場合があります。 そういった観点からのインクルーシブ教育も考慮いただけたら、と思います。	いただいたご意見は、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
	23-④	<全般>映画「みんなの学校」で紹介されていた大阪市立大空小学校をモデル校的にしてはどうでしょうか。	いただいたご意見は、今後の施策等を検討していく上で貴重なご意見として承ります。
24	24-①	【4 ページ 5 行目】 「かつては、～受け止められることもありました。」という記述は、日本語として意味が不明確です。 「かつては、重度の障害がある子どもが、地域の学校では十分な支援を受けられないという理由から特別支援学校への進学を余儀なくされ、そのことが『排除』と受け止められることもありました。」など、因果関係を明確に記すべきです。	「ともに学び、ともに育つ教育」については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨も含め修正案p4のように修正しております。
	24-②	【7 ページ】 支援を必要とする子どもだけが多様な色柄で、通常学級の子どもが単一色で描かれており、通常学級の子どもが無個性で均質な存在であるかのような違和感を覚えます。 これは、「多様性は支援の必要な子どもだけのもの」「通常学級の子どもは一様である」という誤ったメッセージを無意識に刷り込む表現ではないでしょうか。 すべての子どもが多様な存在であるという前提に立った表現に改めるべきです。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p7のように注意書きを追記しております。
	24-③	【全体を通して】 本方針案では「適切な学びの場を選ぶ」という言葉が繰り返されますが、実態としては支援のある子ども、ない子どもを制度的に切り分け、固定化していく方向性が強く感じられます。これは枚方市の目指すインクルーシブ教育なのでしょうか。 冒頭には大阪府の「地域の学校で誰もが安心して一緒に学び、育つ」という理念が掲げられているにもかかわらず、後半では「就学先を選ぶ」という表現が多用され、地域の学校で共に学ぶという考え方が後退して	本市では、障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の構築を推進しています。ご意見にあるように、地域の学校での豊かな学びを継続できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整備に努めてまいります。

		<p>います。「選択」という言葉で分離を正当化しているように見えます。</p> <p>本来問うべきは、通常学級でどのように十分な支援を提供できるかです。支援は切り分けなければ実現できないのでしょうか。切り分けによる排除は人権侵害であると大阪弁護士会からも指摘されてきたはずです。</p> <p>すべての子どもが通常学級に在籍した上で支援を受けられる体制を整えることこそ、首長および教育長の責務ではないでしょうか。「支援学級に在籍しながら通常学級でも過ごす」状態はインクルーシブとは言えません。今回の方針案は、社会モデル・人権モデルの考え方から後退しているように感じます。また、3年にもわたる審議会の答申との差異を感じる内容でもあります。その理由と経緯について、明確な説明を求めます。</p>	
25	25-①	<p>4ページの【特別支援学校は「排除の場」ではなく、『その子にとって安心して学べる環境を整えた“選択肢のひとつ”』】という文言について。冒頭で【すべての子どもが障害の有無にかかわらず、地域の学校で誰もが安心して一緒に学び、育っていくことをめざす】とし、また、その後で分離教育からの転換を促すインクルーシブ教育における国際的な流れを紹介しながら、分離の場である特別支援学校をこのように位置づけるのはおかしい。障害者権利条約や総括所見においては、分離は差別であり、普通学校か特別支援学校かを選ばせることも差別としており、特別支援学校に対するこの位置づけは差別を助長することになっている。</p>	<p>「ともに学び、ともに育つ教育」については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨も含め修正案p4のように修正しております。</p>
	25-②	<p>4ページの【「思いやりの心」を育む】について。インクルーシブ教育を受けることは子どもの人権に関わる問題であり、現在の人権教育・人権啓発のあり方では、「思いやりは人権ではない」というのが基本的な考え方になっている。よって、ここで「思いやり」を持ち出すのはおかしい。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p4のように修正しております。</p>
	25-③	<p>24ページの【7.教職員の学び合いと研修】について。研修によっては、「インクルーシブ教育についての理念」が内容に含まれていないものがあるが、すべての研修に「インクルーシブ教育についての理念」を組み込むべきである。</p>	<p>枚方市支援教育充実審議会において、教職員の支援教育に係る研修の充実について活発にご議論をいただきました。いただいたご意見は、今後の研修等を検討していく上で貴重な提言として承ります。</p>
	25-④	<p>28～29ページの【お子さんが持つ障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し】という文言と【具体的な指導事例】について。8ページで書かれているように、障害のとらえ方が医学モデルから社会モデル・人権モデルに変化してきているのに、旧来の医学モ</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p39のように修正しております。</p>

		<p>デルに基づいた「克服」を持ち出し、具体的な指導事例の内容も医学モデル的な取り組みにかたよっているのはおかしい。</p>	
26	26-①	<p>「1.ともに学びともに育つ」で、「大阪府では、子どもの状態やニーズに応じて、……“選択肢の一つ”」と捉えています。」とあります。それを読んで、小中学校、ことに小学校では、地域の小学校に通うということは、その子と家族にとってその小学校地域の一員として子どもや親、ご近所にも認められる(可視化される)ということがあるのを、忘れておられるのではないかと思います。</p> <p>集団登校の通学班から始まって、小学校に入学した子らは、「△△〇〇君」「△△ちゃんちのお子さん」として、周囲の皆に知られ、地域のひとになっていきます。特別支援学校に通学する子と親は、地域社会のなかで、目に見えづらい存在になってしまうのです。</p> <p>また、学校、特に小学校での学びは、知識を学ぶということだけではなく、お友だちとのつきあい方、集団での動きなど、おとなになって社会で生きていくために必要なものを身につけていくことが大きいと思います。「学習」だけでなく、社会面での学びなのです。たとえ、文字を身につけ数字や計算、社会や科学のことを学ぶというところが遅かったり難しかったりする子だとしても、仲間と一緒に生きていく、集団での子どもたちの動きを見聞きて、社会のことを身体で学んでいく、そんな機会を、障害のある子らからとりあげるということは、ゆるされることではないと思います。子どもは子どものなかで学び育っていきます。先生が少人数の障害のある子どもたちをサポートし指導していく、特別支援学校の体制では、「与えられる」ものを「受け取る」だけで、「獲得する」ことはできないのではないかと思います。</p> <p>現在30代の私の子は、小学3年生まで養護学校(当時)小学部に通い、4年生から地域の小学校に通学するようになりました。それまで周囲に誰も知っているひとがいなかったのに、小学校に行くようになった途端、道を歩けば、「〇〇ちゃん!」「〇〇君のお母さん!」と子どもたちから声をかけられるようになりました。それまで「なんか地域にいるみたいな、誰かわからん子」から「△△〇〇君」と名前を覚え、顔を知ってもらえたのです。</p> <p>子どもが障害を持っていても持っていなくても、地域の一員であることには変わりありません。障害を持つ子も</p>	<p>「ともに学び、ともに育つ教育」については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨も含め修正案p4のように修正しております。</p>

		地域の小学校に行くのがあたりまえ、でも他の選択肢もあります、という体制にしていきたい。今の素案に対して不安を感じます。	
27	27-①	支援教育の在り方(案)を読ませていただきいくつか思う事があります。1 ページ目の 1 共に学び、ともに育つ教育について、のところで、上から5行目～特別支援学校への進学が「排除」のように受け止められることも、とあり、実際地域の学校でも受け入れられない状況が多々あり、本来地域で皆受け入れていくべきなのに撥ね付けられ支援学校に行くしかない状況に追い込まれている人が多いことをみると、排除であると思います。あえて選択肢の一つと書くのは疑問で、それなら本来はみんな一緒に地域で学ぶのが前提ですが、などとした方が適切だと思います。	「ともに学び、ともに育つ教育」については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨も含め修正案p4のように修正しております。
	27-②	医療的ケアの必要な子どもさんへの支援も進み、看護師配置がされ、親の付き添いなく学校生活を送ることができるようになってきているのは、全国的にも素晴らしいことです。ただ、11～12 ページの合理的配慮の事例で、医療的ケアを行う教室、時間帯を確認し、のところや、看護師配置の安定的確保には課題があるため、配置時間等の相談をさせていただくことがあります、などと書かれているところは、疑問に感じました。緊急時には仕方ない時はあり、それはどんな子どもさんでも同じことで、あえてここで書き記す必要はないと思います。医療的ケアの種類や個々の違いはありますが、行う場や時間をわざわざ分けなくてもよく、そのように良かれと思ってされていて、それがこのようなケアが必要な子どもさんが分けられていく方向に向かっていくことが多いので、このような文言は書かないでほしいです。	ご意見の内容を受け止め、削除しております。
	27-③	18 ページの 4、学びの場の移行について、のところの、主な学びの場の選択肢と記されていたり、22 ページの、就学前の学校見学のすすめ ▶よりよい就学先を選ぶために 10.支援学級での支援の充実、支援学級はこんなところですよ!のところの、学习上、生活上の困難を改善・克服し、とありますが、「自分らしく生きる力」を育むこと、と書いてあること矛盾します。 学校側や周りが環境を改善する必要があると思いますが、障害当事者が何かを克服したり強いられるのはおかしなことです。できないことが障害で、回復しないことも障害で、それをありのまま受け入れて、周りがどうしていくか?をみんな同じ場にいることで考えることができるの	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p39のように修正しております。

		で、このような考え方は間違っているのではないでしょう か。	
	27-④	枚方市が全国のモデルとなるようなインクルーシブ 実践校を作ってほしいです。	モデル校の設置については、枚方市支援教育 充実審議会においても活発にご議論いただき ました。ご意見の趣旨は理解いたしますが、修 正案は現行制度の枠組み中で実施可能な内 容を示しております。
28	28-①	二人の子ども達は、クラスにいる障がいのある友達 と一緒に枚方の小学・中学校で学びました。大人にな っても地域で生活するその友人の成長を偏見なく見る 姿勢が育っているとあらためて「ともに学び、ともに育 つ」枚方の教育の「素晴らしさ」を感じています。 先生不足で、「ダブルカウント」の実施が難しくなる 傾向があると聞いていますが、是非とも「ダブルカウ ント」を守っていただきたいと思います。これは、全ての子 どもたちの人格形成に「一人一人を大切に」当 たり前のことを根付かせ、生きていくうえで最も大切な ことを伝えていくことにつながるのですから。	枚方市支援教育充実審議会における、少人数 学級編制事業に関するご意見の趣旨は十分 に認識しております。修正案は、本市における 支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や 「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制 度の詳細について記載していませんが、これ まで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級 の一員であるという考え方に変わりはありません。
29	29-①	特別支援学校は「排除の場」ですよ。 『その子にとって安心して学べる環境を整えた“選択肢 のひとつ”』と捉える事はできません。 子供の時に特別支援学校に通ってみて大人になってみ て下さい。 周りの健常の子は関わり方もわかりませんよね。 詳しい事が聞きたいのであればいつでも連絡くださ い。	「ともに学び、ともに育つ教育」については、枚 方市支援教育充実審議会においても活発に ご議論いただきました。ご意見の趣旨も含め修 正案p4のように修正しております。
30	30-①	枚方市は、子供に(当事者)寄り添った支援教育をさ れていると感じています。 どうか、これからも当事者に寄り添った、また、沢山の 障害児が学校でみんなと学ぶことができる学校を作 って下さい。 様々な子供たちが、支援学校、支援学級を選択肢に 入れなくて良い学校を作って下さい。よろしくお願いします。	本市では、障害の有無にかかわらず、可能な 限り同じ場で共に学ぶ「ともに学び、ともに育 つ」教育の構築を推進しています。ご意見にあ るように、地域の学校での豊かな学びを継続 できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整 備に努めてまいります。
31	31-①	5 ページ 2 インクルーシブ教育における国際的な流 れ 2006 年障害者の権利に関する条約 の説明の中 のこの条約は、障害のある人が他の人と同じように人 権を享受し、社会のあらゆる場面で平等に参加できる ようにすることを目的としています。の文中の平等とい 言葉 9 ページ合理的配慮とは ポイントの括りの中の障害 のある人が平等に参加できるようにする工夫という文	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p9のように修 正しております。

		<p>中の平等という言葉について</p> <p>平等と公平の違いについて、意識している人がまだまだ少ないと思います。9 ページの方は理解のある方が書かれたのかなと思いますが、説明不足を感じてしまいました。</p> <p>学校に支援をお願いしても、話を理解してくれる先生でさえ、何かのやり方を変えるなら、みんな一斉にしないってまず考えられる現状がありました。みんな一斉に平等にすることを求めているのじゃなく、公平に同じラインでスタートするために、全員がやり方を変える必要はなくて、新しく選択肢を増やして、子どもに選択してもらうやり方をお願いしますと伝えたことがあります。</p> <p>公平と平等の違いについて一文説明してもらえると、誤解が減るかなと思いました。</p>	
	31-②	<p>全体の話として、方針としてあるのはいいけれど、現実とのギャップが大きすぎると思うので、現場におろす時には、教師に丸投げするのではなくて、段階を作って、実現への道筋が見えるように示して欲しいと思います。</p> <p>先生たちの中には自ら研究会を開いたり、参加したり、してくださる熱心な先生もいれば、こちらが具体例を出してお願いをしても、こんなのは理想論で私にはできませんの一点張りで理解してくれなかった先生もいました。</p> <p>自ら学ぶ姿勢を持った先生が奨励されるような取り組みが何かあればいいのになと思います。</p>	<p>ご意見を受け止め、今後の研修等を検討していく上で貴重な提言として承ります。</p>
32	32-①	<p>学校や集団生活に出ていける子への支援や資金援助（給食費など）はどんどん充実していきませんが、外出できない子、集団が落ちつかず家庭学習したい子は親の自己責任と個人の努力に丸投げされているのが、資金的だけでなく、忘れられていると感じて悲しい。市民としての義務は果たしていますよ。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
33	33-①	<p>こちらから見るに、学校現場と案がズレている気がします。今一度見直しをお願いいたします。先生方の負担もお察ししますが…</p>	<p>ご意見を受け止め、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
34	34-①	<p>枚方市内にもう1校知的障害の支援学校を誘致してください。枚方市議会においても意見書が上がっています。枚方市内の4中学校区に住む知的障害生徒が支援学校の高等部に行こうとした場合、枚方支援学校には通えず、遠い交野支援学校四條畷校まで通わなければならない実態があります。</p>	<p>本方針案は市立学校における支援教育の在り方を示すものであり、府立支援学校の設置は大阪府の所管事項であります。市としても課題意識は共有し、関係機関と連携してまいります。</p>

35	35-①	<p>ともに学びともに育つが強調されてきた枚方市であり、その事を否定はしないが、その中で支援の必要な子自身の状況やニーズに応じた教育が保障されているとはいい難い面もある。</p> <p>そういう中で、安心して適切な教育を受けられる場として支援学校を選択される方が増え続けている現状がある。10年前に開校した枚方支援学校だが、満杯で遠くにある四條畷に通わざるを得ない状況だと聞いている。</p> <p>枚方の支援教育を考えるなら、支援学校も視野に入れて考えていただきたい。枚方市にはもう1校支援学校が必要だと考えます！ぜひご配慮をお願いします。</p>	<p>本方針案は市立学校における支援教育の在り方を示すものであり、府立支援学校の設置は大阪府の所管事項であります。市としても課題意識は共有し、関係機関と連携してまいります。</p>
36	36-①	<p>枚方市に、憲法・障害者権利条約・子どもの権利条約・教育基本法・こども基本法・「枚方市の支援教育の在り方(素案)」に則った「全ての子どものための(フル)インクルーシブなモデル校」を作ってください。この学校は文科省の「学びの多様化学校(全国で300校を目指す!)」を利用して作ります。</p> <p>文科省によれば学びの多様化学校は、「学校教育法施行規則第56条等に基づいて、通常の教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成できる学校」と規定されています。具体的には「授業時数の削減・特色ある教科の新設・登校時間の調整・少人数・異学年合同クラス・ICT活用・オンライン学習・体験活動・探究活動の充実」が可能とされています。もちろん通常の卒業資格が保障されます。「学校」という枠を子どもに合わせて変形することで、子どもを制度に合わせるのではなく、制度を子どもに合わせる試み」だそうです。</p> <p>この「枚方市の支援教育の在り方(素案)」に基づいた学びの多様化モデル校は、学びの場を多様化するのではなく「学び」の「多様化」を保障します。したがって子ども自身がそれぞれのニーズに合わせて、学ぶ場所・内容・方法を自ら考えて決めます。つまり「学びの場」ではなく「学び」それ自体を保障するのです。</p> <p>気持ちや体調に合わせた登校や下校の時間も、自分で決められます。教室は少人数での対話や協働が可能につくりとします。教室以外の学習スペースやリラックスできる空間も設けます。もちろん一学級の定員は20人または25人です。どんな子どもも受け入れる(フル)インクルーシブ校なので、多言語保障です。また「医療的ケア」の必要な子どもに対する人的・物的保障も充実します。</p>	<p>モデル校の設置については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨は理解いたしますが、修正案では現行制度の枠組みで実施可能な内容を示しております。今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>

		すべては「合理的配慮」に基づきます。したがって通常学級のみで、支援学級や通級指導教室ありません。ぜひとも実現してください！	
37	37-①	<p>○4ページの【特別支援学校は「排除の場」ではなく、『その子にとって安心して学べる環境を整えた“選択肢のひとつ”』】について修正案。</p> <p>→「特別支援学校は、地域の小中高等学校を追い出された子どもたちを囲い込む場です。枚方市立の小中学校で「障害」のある子をあたたかくウエルカムに受け入れていけば、支援学校に行かないですんだ子どもたちが集められる場所です。分けた側の不幸は計り知れません。一刻も早くなくすべきです」</p>	「ともに学び、ともに育つ教育」については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨も含め修正案p4のように修正しております。
	37-②	<p>○4ページの【「思いやりの心」を育む】について修正案。</p> <p>→「思いやりの心をはぐくむなどという偽善的なことは止めます。その代わりとして、インクルーシブの思想に基づいた『にんげんを障害によって分けるといった差別』を許さない人権の心を育みます」</p>	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p4のように修正しております。
	37-③	<p>○28～29 ページの【お子さんが持つ障害による学習上または生活上の困難を改善・克服し】という文言について修正案。</p> <p>→「社会モデル・人権モデルに基づき、『学習上または生活上の困難を改善・克服する』という考え方自体を克服します。</p>	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p39のように修正しております。
38	38-①	25 ページの hirakata 授業スタンダードはインクルーシブのイメージに近いスタイルだと思う。ただ、全ての科目をこのスタイルは難しいのではないかな？	学習状況に応じて柔軟に対応してまいります。
	38-②	30 ページの自立活動は個別に課題に対応出来るので、期待したい。	ご意見を受け止め、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
	38-③	4 ページの周囲の子供たちに「違いを受け入れる力」「思いやりの心」を育む機会になっています。の文言は、医療的ケアが必要な子供に対して、失礼な言い方だと感じた。周囲の子供たちにメリットを与える為に存在している訳ではないので。違いではなく、同じ人間として理解する事ではないでしょうか？違いは排除に繋がる思考ですよ。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p4のように修正しております。
	38-④	4 ページは、全体的にまだまだ試行錯誤中のイメージが拭えず、こんな取組みしてます、成功してますと、上辺だけのように聞こえます。障がいのある子供の立場で考えた場合は、このような浅い文章にはならないと思	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p4のように修正しております。

		ました。	
	38-⑤	<p>20 ページの「お子さまの様子で気になることはありませんか?→学校に相談してください」は、親から学校に相談がない場合は、知りませんよ、親任せ(責任放棄)の様に聞こえる。親が子供の特性に気付く事が出来ない場合は、放置される事がある。そうすると、子供は限界まで我慢し、そのストレスの二次障害から精神疾患を発症する事もある。それを未然に防ぐには、親からの相談がなくとも、学校側から保護者に連絡するシステムも必要ではないか。</p> <p>特に、自閉スペクトラム症の場合は、家庭よりも学校で、その特性が目立つ為、親が気付いていない場合がある。</p> <p>子供の利益の為に、どちらかが、気付いた時点で速やかに連絡するシステムが必要だと思う。</p> <p>特に、幼少期に発達障がいの診断を受けていない子供ほど、中高生で不登校になり、その後、精神疾患を患うパターンが多い。</p> <p>発達特性が中高生で表れ、放置された子供ほど、不登校となり、予後が悪い。</p>	ご意見を受け止め、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
	38-⑥	<p>7 ページの授業イメージについて</p> <p>障がいのある子供もいない子供も同じ教室で受けるのは、障がいの内容によると思う。自閉症で聴覚過敏がある場合は、教室に大人数居るだけで疲れてしまうし、休み時間のざわついた声がしんどい。イヤーマフを装着したり、別室で過ごすだけでは不十分で、やはり、その場合は、支援学級の少人数の方がストレスを軽減して過ごす事が出来る。支援学級には支援学級の良さがあるので、残して頂きたい。以上 宜しくお願い致します。</p>	個の教育的ニーズに応じた学習支援については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
39	39-①	私は支援教育の在り方がホームページに掲載されていることを、支援学級在籍の保護者さんから教えていただいたので、このパブリックコメントの募集も知りましたが、知らない人が沢山いると思います。学校からのお知らせや枚方市広報誌などもっと周知して欲しいです。	パブリックコメントの実施については、「広報ひらかた 12月号」や SNS 等で広く周知させていただいております。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
	39-②	33ページの医療・心理などの専門家との連携については期待しています。	ご意見を受け止め、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
	39-③	教師が個人で障害のある児童の接し方教え方を勉強されている先生と、新任の先生や今までの自分のやり方を変えない先生、先生により教え方も色々です。先生の言葉で気付く事もあり、声のかけ方で成長した	枚方市支援教育充実審議会において、教職員の支援教育に係る研修の充実について活発にご議論をいただきました。支援学級担任等の研修については、p34, p40に記載のように、

		り、学校に行きたくなくなったり。支援学級の担任だけじゃなく全員の先生に研修をお願いします。	今後も取組んでまいります。
	39-④	29 ページ 支援学級の担任と通常の学級の担任との情報共有について期待しています 加えて通常の学級の担任と支援学級の担任と授業内容や宿題、提出物持ち物など、連携が取れるように、先生の時間的余裕があるようにして欲しいです。	教職員の働き方改革にも取り組みつつ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
40	40-①	30 ページ II 自立活動について： 「自立活動」のあり方について（意見） 貴教育委員会が掲げる「共に学び、共に育つ」教育の理念に基づき、「自立活動」の説明について、インクルーシブ教育と障害の社会モデルの観点から意見を述べます。 現状の課題とインクルーシブな視点 現在の説明は、文科省の文書の引き写しであり、障害のある児童生徒の困難を個人の課題と捉え、通級教室や支援学級など、分けられた場での訓練により学校に適応させる「個人モデル」に偏っています。しかし、「共に学び、共に育つ」ためには、障害を個人と社会の「障壁」との相互作用で生じるものと捉える「社会モデル」の視点が不可欠です。自立活動においても、児童生徒自身を変えるだけでなく、学校環境や通常学級の側にある障壁を取り除く努力が求められます。 「自立活動」の新たな方向性 「共に学び、共に育つ」教育を重視する貴教育委員会として、「自立活動」は、児童生徒が自己を肯定的に理解し、社会の障壁に主体的に対処する力を育む活動と再定義すべきです。そのために、以下の点を提案します。 1 「自立」概念の転換：「一人でできる」ことではなく、「必要な支援を求め、活用し、主体的に生きること」を「自立」と捉え直します。 2 環境への働きかけの重視：当該の児童生徒への指導に加え、物理的・人的・情動的な環境の障壁を特定し、改善する「環境調整」を活動の柱に据えます。これには、共に学ぶ経験の保障はもとより、教室のユニバーサルデザイン化や、周囲の児童生徒・教職員への理解啓発、合理的配慮の提供などが含まれます。 3 自己決定の尊重：児童生徒自身が自分の特性を理解し、必要な支援を自ら考え、表明する力（セルフ・アドボカシー）を育むことを重視します。活動の計画・実施・評価の全プロセスに児童生徒の主体的な参加を	本市では、障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の構築を推進しています。ご意見にあるように、地域の学校での豊かな学びを継続できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整備に努めてまいります。

	<p>保障すべきです。</p> <p>※「共に学び、共に育つ」教育や安心できる場所について考える際、ポリヴェーガル理論や神経多様性（ニューロダイバーシティ）の観点から捉え直すアプローチが参考になります。</p> <p>「自立活動」が、障害のある児童生徒を一方的に変える場ではなく、すべての子どもにとってインクルーシブな学校文化を創造する原動力となることを期待します。本意見が、貴教育委員会の目指す教育の実現に寄与することを願っています。</p>	
41-①	<p>全体として、今回の方針案は全国的な指針に近い内容が中心で、枚方市がこれまで積み重ねてきた独自の取組が十分に反映されていない印象を受けました。</p> <p>答申で「枚方市独自の取り組み」として位置づけられていた少人数学級編成（ダブルカウント）が、方針案では触れられていませんでした。</p> <p>これは、子どもにとって重要な制度でありながら、方針案に記載がないことが非常に気がかりです。</p>	<p>枚方市支援教育充実審議会における、少人数学級編成事業に関するご意見の趣旨は十分に認識しております。本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、これまで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級の一員であるという考え方に変わりはありません。</p>
41	<p>現在は小学校のみの実施ですが、保護者としては中学校への拡大を期待していました。</p> <p>しかし、小学校でも教員不足により実施できていない学校があると聞き、残念な気持ちです。</p> <p>教員確保の難しさは理解していますが、子どもの学ぶ環境を守るためにも、市独自の少人数学級編成をできる限り継続してほしいと考えています。</p> <p>私の娘は枚方市の小学校の支援学級に在籍している6年生です。親の私は「通常学級と支援学級が分離していた地域」で育ち、支援学級やそこに通う子どもたちに触れる機会がほとんどありませんでした。そのため、娘が入学する際は「排除されてしまうのでは」という不安がありました。</p> <p>しかし実際の6年間はその不安を良い意味で裏切るものでした。</p> <p>困ったときに友達が自然に手助けしてくれ、通常学級での挑戦と失敗が成長につながり、それを支援学級が丁寧にフォローしてくれるという環境が自然とありました。</p> <p>その環境のおかげで、1年生の頃「ビリになりたくない」と運動会を拒んでいた娘が、6年生では応援団として仲間のために動く存在にまで成長しました。</p> <p>まさに「ともに学び、ともに育つ教育」を実感した6</p>	<p>ご意見の受け止め、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>

		<p>年間でした。</p> <p>こうした学びの環境を守り、より充実した支援教育が今後も継続されることを心から願っています。</p>	
42	42-①	<p>4 ページ   ともに学び、ともに育つ教育について(意見)</p> <p>貴教育委員会が掲げる「ともに学び、ともに育つ教育」の理念、すなわち、すべての子どもが障害の有無にかかわらず、地域の学校で安心して共に学び育つことを目指すという教育のあり方に、心から賛同の意を表します。</p> <p>しかしながら、同時に示された支援教育の方向性に関する説明文には、看過しがたい自己矛盾が含まれていると指摘せざるを得ません。とりわけ、特別支援学校を「排除の場」ではなく「選択肢のひとつ」と位置づける見解は、インクルーシブ教育の根本原則を揺るがす危険性を内包しています。</p> <p>もし地域の学校が、すべての子どもにとって真に安全で学びやすい環境であるならば、そこから分離された「選択肢」は本質的に不要なはずで、特別支援学校という選択肢を存続させることは、結果として、通常学校に存在する、障害のある子どもたちを包摂しきれていないという構造的な課題から目を逸らし、分離教育を正当化・温存させることにつながります。</p> <p>また、素案からは、障害者権利条約が掲げる「人権モデル」の視点が決定的に欠落しています。教育は、個々のニーズに応じて提供される「サービス」ではなく、すべての子どもが生まれながらに持つ、分け隔てられないことのない普遍的な「権利」です。現状の説明は、あくまで行政側が「最適な学びの場」を判断し、提供するという「医療モデル」の域を出ておらず、子どもの主体性を軽視していると言わざるを得ません。</p> <p>真の「ともに学び、ともに育つ教育」を実現するために、以下の点を強く提案します。</p> <p>1 ユニバーサルデザインに基づいた学校改革の推進:個別の「合理的配慮」に留まらず、あらゆる子どもにとって学びやすい環境を標準とする「ユニバーサルデザイン」の考え方を、学校の施設設備、教材、指導法、評価方法のすべてに導入してください。</p> <p>2 子どもの意思決定参加の制度的保障:個別教育支援計画の策定や見直しのプロセスにおいて、子ども本人がその年齢及び発達に応じて参加し、自らの意見を表明する権利を明確に保障する制度を構築</p>	<p>本市では、障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場で共に学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の構築を推進しています。ご意見にあるように、地域の学校での豊かな学びを継続できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整備に努めてまいります。</p>

	<p>してください。</p> <p>分離された「選択肢」を用意することでは、真の共生社会は実現できません。すべての子どもが、地域の学校という同じ土俵の上で、互いの違いを認め合い、共に成長できる環境を構築することこそ、貴教育委員会が果たすべき責務であると確信しています。</p>		
43	43-①	<p>知的障害者を普通高校へ北河内連絡会の会員です。審議会の3年間にわたる審議に注目して報告を読ませていただき、最終答申も拝読しましたが「(仮称)枚方市の支援教育の在り方(素案)」(以後「あり方素案」と表記)を読んで失望してしまいました。3年間にわたる審議委員の皆さんの熱を込めた議論が一体どれだけ反映されているのでしょうか。</p> <p>審議会の発足の原因となった「4.27文科省通知」に対する保護者や障害当事者、市民の大きな批判に対して応えられているのでしょうか。</p>	<p>本在り方については、枚方市支援教育充実審議会答申を尊重して、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめ本市の方針として作成しております。</p>
	43-②	<p>審議会議論の柱となった5ページ～14ページまでに紹介されている障害者権利条約と批准に伴い整備された国内法、子どもの権利条約、こども基本法と、4ページの「鏡文」にあたる「ともに学び、ともに育つ教育について」は相容れない内容であり、枚方市は世界のインクルーシブ教育の流れに反対して従来の特例支援教育を推進して行くことを宣言しているかのようで最初の入り口から大きな違和感を覚えました。全面書き換えを要望します。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、修正案p4のように修正しております。</p>
	43-③	<p>15ページ以降は、「ともに学び ともに育つ」インクルーシブ教育ではなく、特別支援教育の具体化のプログラムの提案になってしまい、まさに社会モデル、人権モデルではなく、医学モデルへの遡りになっています。</p> <p>逆行をもたらす特徴的な言葉は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な学びの「場」</li> <li>・学びの「場」の選択</li> <li>・スタンダード</li> <li>・個別最適化・・・など等でしょうか。</li> </ul>	<p>本市では、障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の構築を推進しています。ご意見にあるように、地域の学校での豊かな学びを継続できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整備に努めてまいります。</p>
	43-④	<p>枚方市教育委員会は「ともに学び ともに育つ」教育を原則としてきたのではないのでしょうか。これでは学校現場で様々な障害児教育の実践が取り組まれてきた枚方の教育の歴史が無視されてしまいかねません。</p>	<p>本市では、障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場でともに学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の構築を推進しています。これまでどおり、地域の学校での豊かな学びを継続できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整備に努めてまいります。</p>

43-⑤	<p>「選択肢」として通常学級、通級指導、支援学校と並べることは決して選択の平等性を担保することにはなりません。保護者はますます支援学校、支援学級に誘導されることが予想されます。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
43-⑥	<p>20ページ、22ページ、25ページのリーフレットは専門性やハウツーが一方向的に押し出されています。</p>	<p>今後リーフレットの改定を行う際の、貴重なご意見として承ります。</p>
43-⑦	<p>望みたいことは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利について書く。「共にいる」ことは子どもの権利であり、教員でもたとえ保護者であっても「分ける」ことは子どもの権利を奪い人権を侵害することである。</li> <li>・教育委員会の「ともに学び ともに育つ」原則を述べること。</li> <li>・フルインクルーシブ教育の実践モデル校を作る構想を表記すること。</li> </ul>	<p>モデル校の設置については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨は理解いたしますが、本在り方は現行制度の枠組み中で実施可能な内容を示しております。</p> <p>ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p4のように修正しております。</p> <p>今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
44	<p>44-①</p> <p>私は保護者でもなく、教員でもなく、自分の子どももずいぶん前に成人したので、今の枚方の実態はよくわかりません。でも、身近に、現在支援学級に子どもさんが在籍しているお母さんがいます。子どもさんもよく知っています。彼がよい環境で、よい先生や友だちに囲まれ、よい教育を受け、成長していくことを願っています。そんな思いで、素案に目を通しましたが、高い理想が「絵に描いた餅」になるのではと思わずにられません。なぜなら、どう考えても、先生が不足しています。クラスの数が多すぎます。枚方が頑張っている「ダブルカウント」もなくなるのではという声も聞きました。</p> <p>先生の確保が大変困難であることも知っていますが、一人一人の子ども（支援を必要な子どもにとっては特に）が大切にされる教育を実現するには、「少人数学級」しかないと思います。</p> <p>「授業スタンダード」の絵を見ましたが、この教室には13人しか子どもがいません。これくらいの人数だと、支援を必要とする子もそうでない子も、全員が大切にされ、能力を全面的に伸ばす教育を受けることができるのではないのでしょうか。</p> <p>すべての子どもたちが豊かな教育を受け成長できるように、少人数学級の実現に力を注いでください。そうでなければ、ますます、先生方は疲弊し、潰されていくのではと心配です。どうかよろしくお願いいたします。</p>	<p>枚方市支援教育充実審議会における、少人数学級編制事業に関するご意見の趣旨は十分に認識しております。本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載していませんが、いただいたご意見は、今後の施策等を検討していく上で貴重なご意見として承ります。</p>

45	45-①	<p>支援教育のあり方に対して</p> <p>日本は障害者の権利条約を批准しているにもかかわらず、2022 年度に国連から日本は分離教育をしていると勧告されましたよね。</p> <p>それを踏まえて支援教育のあり方を読ましていただくと、分離教育まっしぐらな感じがします。</p> <p>障害者の個々の能力を伸ばす事にのみ重点を置かれていませんか？個々の能力を伸ばす事には否定はしませんが、なぜ学ぶ環境に重点を置かれているのか疑問です。</p> <p>みんなと一緒にの中で、個々の能力を伸ばす事をどうして考えないのか疑問に思います。</p> <p>又障害のある生徒が、社会に出るまでに障害を完全に克服する事は不可能に近いと思います。</p> <p>それよりもみんなと一緒に生活をする中で、できない事は、お友達の力を借りるコミュニケーションの取り方を学ぶ方が、自立支援の第一歩では無いでしょうか？</p> <p>それがインクルーシブ教育では無いでしょうか？</p> <p>障害があろうがなかろうが学校生活が終わればみんな社会に出なければなりません</p> <p>だからこそ、社会モデルが必要と感じます。</p> <p>我が子は、もう40歳になりますが、言葉もなく鉛筆を握ることもなく大暴れして、掲示物を破ったり髪の毛を引っ張ったりしていましたが、地域の小中を、出ました。支援学級には在籍せず、普通クラスで9年間学びました。</p> <p>高校へ通学する中で、少しは、単語が、発声できるようになり、コミュニケーションが、とれるようになりました。今は大学に聴講しております。1 時間半の講義を受けております。それは、小中と学校生活を過ごしたからこそ授業中は、静かにしないとイケないと体得しているのだと思います。実体験から分離教育ではなく、共に同じ環境の中で教育を受ける権利がある事を明記して欲しい。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
46	46-①	<p>【意見】9 ページの「人権モデル」の説明が「平等に尊重されるべき」という一般論に留まり、同節にある「権利の主体 (CRPD モデル)」との接続が弱いと思います。学校・設置者の責務 (差別の防止、合理的配慮、環境整備) まで含めた定義に修正してください。たとえば、「人権モデル (CRPD モデル) とは、子どもを権利の主体として捉え、学びへの参加を妨げる障壁を除去するため、差別の防止・合理的配慮・環境整備に</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>

		より権利を具体的に実現する考え方」などです。	
	46-②	【意見】第8章には、安心できる環境づくりや仲間と学ぶ授業づくり等、通常学級をインクルーシブにする具体例が示されています。これを「支援の一例」ではなく、素案の理念である「地域の学校で誰もが安心して一緒に学び、育っていく」ことを実現する中核施策として明確に位置づけてください。そして、基礎的環境整備（研修・支援人材・ICT等）を含めて、学校・設置者が継続的に改善する方針をより具体的に示してください。	本市では、障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場で共に学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の構築を推進しています。ご意見にあるように、地域の学校での豊かな学びを継続できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整備に努めてまいります。
	46-③	【意見】本素案の目次では、通常学級・通級・支援学級等の支援は整理されていますが、不登校（登校できない／難しい）子どもの「学びの保障・つながりの維持」について、章立てとしての位置づけが見当たりません。素案の理念である「地域の学校で誰もが安心して一緒に学び、育っていく」との整合のためにも、不登校支援（学習機会の確保、関係機関連携、本人・保護者の意思を踏まえた支援）の基本方針を追記してください。	教育委員会としましても、不登校支援の充実の必要性も十分に認識しております。ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
47	47-①	支援学級の子どものダブルカウントはとても優れた取り組みだと思います。障害のある子どもも普通学級で学ぶことで、生活のルールや学習面でも支援学級だけでは学べない学習の機会になりますし、学校としてもそれを保障すべきです。 教員不足で現場の先生が足りていないようですが、職場の労働環境を改善して、教員志望の若者を確保していただきたいです。少人数学級は今や緊急の課題だと思います。	本在り方については、枚方市支援教育充実審議会答申を尊重して枚方市の方針として作成したものです。 教職員の働き方改革にも取り組んでいるところであり、いただいたご意見は、今後の施策等を検討していく上で貴重なご意見として承ります。
48	48-①	子ども達を大切に教育する教職員になりたがらない、その原因は何か。本当に日本の未来は真っ暗です。もっと本気で学校教育の在り方を考えるべきです。それをそのままにしていると、日本国はどうなるのか。まず、小さな枚方市だけでもよく考えた行政をしてください。	いただいたご意見は、今後の施策等を検討していく上で貴重なご意見として承ります。
49	49-①	子どもたちのために、ダブルカウントをなくさないでください。	枚方市支援教育充実審議会における、少人数学級編制事業に関するご意見の趣旨は十分に認識しております。本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、これまで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級の一員であるという考え方に変わりはありません。

50	50-①	インクルーシブ教育を大事にすることが必要です。ダブルカウントを堅持し、欠員を埋めてください。市独自で30人学級を早期に実施してください。子どものためには、先生の数を増やすこと、少人数学級の実現をと思います。	枚方市支援教育充実審議会における、少人数学級編制事業に関するご意見の趣旨は十分に認識しております。本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、これまで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級の一員であるという考え方に変わりはありません。
51	51-①	ダブルカウントを維持してください。少人数学級を前進させてください。教師の数を増やせるように努力してください。	枚方市支援教育充実審議会における、少人数学級編制事業に関するご意見の趣旨は十分に認識しております。本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、これまで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級の一員であるという考え方に変わりはありません。
52	52-①	子ども達に少人数のクラスを。少子化が問題となっている今、子ども達を大切に育てることはとても大切なことです。枚方で子どもたちが健やかに育ちますように。少人数で手厚く大切に育てていきましょう。	いただいたご意見は、今後の施策等を検討していく上で貴重なご意見として承ります。
53	53-①	32 ページ 12-1 小学校段階では、早いかもしれないが、特別支援学校高等部等への進路見通しや、さらに先で言えば、入試自体ない放送大学(当然合理的配慮もやっている)等含め、大学受験無関係に大学で学びたい人は大学で学べるという見通しを見せる事や、高等教育機関も含めた連携を考える必要もある。主に、小中学校を前提にされているが、その先を見すえた支援や教育も大事だが、そこが欠落している印象もある。	ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
54	54-①	20ページ お子さまのよりよい学びの場に向けて(在校生用リーフレット)について、読めるリーフレットを添付してください。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p25～p26のように修正しております。
	54-②	23ページ 通常の学級での支援・配慮の充実について、実践するには少人数学級を期待します。	本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、いただいたご意見は、今後の施策等を検討していく上で貴重なご意見として承ります。
	54-③	26 ページ～28 ページ 具体的な指導事例について「成果」は「目標」が適していると思います。	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p37～p40のように修正しております。

	54-④	全体を通して、この素案を実践するには少人数学級（30人以下さらに25人以下）が不可欠だと思いました。教員がゆとりを持って子ども・保護者と関わることで、課題が解決していくと思います。	ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
55	55-①	25ページ Hirakata 授業スタンダードについて支援の子どもたちにとって先生の役割はファシリテート?学びを子どもに委ねられてもどうしていいかわからず過ごし、周りの子ども達も自分のことだけで手一杯で結局支援の必要な子どもは取り残されることになるのでは危惧します。	ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
	55-②	26 ページ通級指導教室での支援の充実読み書きに困難があったり授業中ずっと座ってられない子どもへの指導で、タブレットや視覚支援を活用し「できた」の経験を積ますとの事ですが、もっと五感を大切にしていける事が大切だし、「見通しを持つ練習」というのは経験で積み重ねられるのではないですか。	ご意見を受け止め、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
56	56-①	パブリックコメントの日数が少ないです。1 カ月以上必要です。市民が知り検討するために。	いただいたご意見は、今後のパブリックコメント運用についての参考といたします。
	56-②	(案)のもちかえり可能な資料が必要です。パソコン等の使用のない市民がいます。	いただいたご意見は、今後のパブリックコメント運用についての参考といたします。
	56-③	P20, 22の資料が見えない。拡大すると文字がぼやける	いただいたご意見をふまえ、修正案p25～p26のように修正しております。
	56-④	P22就学前のスケジュールが支援学校希望に対応していない。入学2年前からの相談が必要です。	p27に記載の内容は、市内小学校入学時の就学相談のフローチャートになります。支援学校に関する情報は毎年 HP 等に掲載し、個別にご対応させていただいております。
	56-⑤	30 人以下の少人数学級実現が大切です。要望します	いただいたご意見は、今後の施策等を検討していく上で貴重なご意見として承ります。
57	57-①	枚方市のダブルカウント制度について成り立ちも含めて、丁寧に書いていただきその意味が「ともに学ぶ」の根幹だということも書いてあったと思います。こどもは「社会の宝」です。「先生がたりない」からダブルカウントが実現できないとは情けないです。財源の使い方はまだまだ工夫の余地があります。未来を担う子どもの教育にもっと本気で必要な先生をそろえて欲しいです。ダブルカウントを制度として残してください。	枚方市支援教育充実審議会における、少人数学級編制事業に関するご意見の趣旨は十分に認識しております。本在り方は、本市における支援教育の理念や指導内容等の「在り方」や「方向性」をまとめたものです。個別の事業・制度の詳細について記載しておりませんが、これまで同様に、支援学級在籍児童も通常の学級の一員であるという考え方に変わりはありません。
58	58-①	PIO 合理的配慮の提供までのプロセスの図について合理的配慮についての調整、決定の説明において、過重な負担等の検討がされ、検討の結果、合理的配慮の提供ができない、合意形成ができない場合はどのようなようになるのでしょうか?	ご意見を受け止めつつ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。

	<p>実際に話し合いの中で生徒側と学校側と合意形成ができない、学校側の対応に不服がある事などもあるかと思いますが、その場合はどのような過程になるのかが、この図の中には示されていないので、そのような場合の説明も示したほうが分かりやすいのではないのでしょうか。</p>	
58-②	<p>P20 お子様のよりよい学びの場において（在校生用リーフレット）、P26～27 通級指導教室の他校への移動について</p> <p>P20 のリーフレットの中で、通級指導教室が生徒の通学する学校でなく、他校に赴いて行う場合があると記述されています。P26～27 の通級指導教室についての説明を読んだところ、記述されている指導の内容は在籍校で行うことも可能なのではないかと思ったのですが、在籍校で通級指導が行えないものなののでしょうか？ 他校に移動して、他校の生徒と行うことが有意義な指導内容もあるとは思いますが、基本的にそのような指導でないなら生徒への負担が大きいに思います。実際には枚方市は通級指導教室の設置が進んでいますので、今後も全ての学校で在籍校での通級指導ができるような環境整備を進める必要があると思います。</p>	<p>令和8年度に通級指導教室を小中学校全校に設置する予定であり、在籍校で通級指導を行ってまいります。</p>
58-③	<p>P23～29 支援の充実に対する当事者の声について</p> <p>P27、29 に各学級についての保護者の声として感想を載せていましたが、保護者の声だけでなく、生徒本人の意見、感想についても取り上げることが大切だと思います。生徒本人がどのような学校生活を送りたいか、送っているかという本人の思いを発信することが、より具体的にほかの生徒や保護者への理解が得られるのではないのでしょうか。</p> <p>一方、P23～の通常学級については保護者の声についても掲載されていないので、生徒の声と併せて掲載するほうが、通常学級でのさまざまな取り組み、支援の充実が生徒や保護者にとって、学校生活を送るうえでどのように役立っているかがより伝わりやすくなるのではないのでしょうか。この素案では 3 つの学級形態について説明されているので、当事者の意見は3つとも掲載することがより正確で公平な情報提供につながると思います。</p>	<p>ご意見を受け止め、子ども、保護者の声を大切にしながら、今後も子どもたちの支援を進めてまいります。ご指摘の個所につきましては、案の通りとします。</p>

	58-④	<p>P32～33 関係機関との連携について</p> <p>連携する職種の中で、福祉関係者であれば例えば、介護従事者についての連携の記載が見られないが、現在の支援教育で実際に介護従事者との連携は行われているのでしょうか。もし実際に連携が行われているのであれば、生徒の生活についての関わりも大きい職種であるので、それについての記載があるほうが望ましいと思います。</p> <p>特に学校に関わることでいえば、介護従事者の移動支援による通学支援や行事、校外学習での外出など、現在も保護者が担っている部分への協力が進めば、生徒の学校選択や学習についての可能性を広げることにつながると思います。</p> <p>他にも、医療的ケアの必要な生徒の医療行為などで看護師の配置が必要ですが、それを補完する職種として、喀痰吸引などの生徒に関わるために必要な資格を持ち、研修を受け、生徒側との信頼関係がきちんとなされている介護従事者に限ってはありますが、このような者とも連携を進めることができれば、これも生徒の学校生活の可能性を広げ、保護者の負担を軽減するなど、より良い学校生活が送れるものと思います。</p> <p>今後もこれらの職種との連携を進めていくことが、支援教育の可能性を広げるためにも必要だと思います。</p>	<p>本ページは、関係機関の一例を記載しています。福祉関係との連携についても、既に取り組んでいる事例もあり、ご意見を受け止め、今後も連携して子どもたちの支援を続けてまいります。</p>
59	59-①	<p>共に学び共に育つ教育についての最初のページについて</p> <p>《最も適した学びの場》って、何でしょうか？</p> <p>《特別支援学校は、排除の場ではなく、その子にとっての…”選択肢のひとつ”》って、何ですか？</p> <p>私の娘が小学校入学前に、地域の小学校の校長先生と話をしたいと言ったら、拒否されました。その時の悔しい気持ち、わからないですか？教育者であるのに、人の気持ちを想像できないのでしょうか？</p> <p>娘に障害があるかもしれないと知った時も、おでこにできた大豆大の出っ張りが腫瘍だと言われ、もし、悪性だったら命の危険があるかもしれない、と言われた時の苦しさ、悲しさがあつた時でも、夫に報告した時、私は、涙を流しませんでした。</p> <p>けれど、校長先生に拒否られた時に、生まれて初めて娘のことで、大号泣しました。こんな悔しいこと、悲しいことはない、といまだに思い出すと、その時の感情が蘇り、涙が出そうになります。今でも鮮明に覚えているし、これから先も一生忘れないと思います。</p>	<p>本市では、障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場で共に学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の構築を推進しています。ご意見にあるように、地域の学校での豊かな学びを継続できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整備に努めてまいります。</p>

それ、つまりは、枚方市の教育の場で、排除されかけたのです。

審議会では、何度もお伝えしました。

支援学校もあるから…という内容のせいで、「支援学校へ行けばよいのでは?」と、うまく誘導されかねない、と、お伝えしました。

私の娘が、そうであったからです!!

子ども達は、支援学校へ等と望んでいません。大人が分けているだけです。それを、排除ではない、と、勝手に正当化するなんて、また悔しくなります。なら、私に謝罪してください!!あの時、排除しようとしたこと、謝罪してください!!

どれだけ差別と闘わさせられるんですか?!

保護者が、”選択肢のひとつ”だから…と、保護者が使うのなら、わかります。(子どもは思っていないと思いますが)

「共に学び共に育つ教育を大切にしています。」と言っている行政側の人間が、排除ではない、と使うのは、おかしいですよ。

そして、支援学校が、安心して学べる環境を整えた、って、どんな風にですか?娘を高等部へ行かせましたが、今度は、スクールバスからも排除されかけました。子どもの人権を護ってくれない場面も沢山ありました。

安易に専門性があると言われますが、では、専門性とは何ですか?応えられますか?

私は、何がどんな風にひどかったか?をお伝えできますよ。

そして、保育所では、「が来てくれたお陰で、クラスがまとまって…他の先生とも、来てくれてよかつね、と喜んでいるんです。」と言ってくれる事ばかりでしたが、

それに比べて、学校は、教育機関は、「ぜひ、お越しくください。」と、そう記してくださる事で、保護者は、安心して《選ぶ》ことができます。

「共に学び共に育つ教育を大切にしています」と記すなら、

「ぜひ、来てください!」と、書けばいいんです。それこそが、保護者が安心できるのです。

それを書くの躊躇するようなら、

《特別支援学校は、排除の場ではなく、その子にとっての…”選択肢のひとつ”》なんて一文は、いらないです。

障害児の保護者は、遠慮しながら過ごしています。う

ちの子どもを地域の学校へ、と言うと、嫌がられるのではないか？驚かれるのではないかと、その一文がある事で、思う保護者もおられますし、校長先生からも誘導される可能性があります。

しかも、枚方市の支援教育の在り方なのに、大阪府は…という主語しかないのは、どうなんですか？

主語は、枚方市にするべきです。

そして、あれほど言っていたのに、モデル校をつくることを入れていないようですが、どうしてですか？

自殺者の一番少ない町、海部町についての記事が以下です。

事例のひとつに、特別支援学級に対する意見があります。特別支援学級とは、知的もしくは身体的に障がいを持つ児童生徒に対し、文字どおり特別な支援を行うための学級で、子どもたちの諸事情や成育段階に合わせ、異なるニーズに丁寧に対応する教育を目指すとされています。この特別支援学級の設置について、近隣地域の中で海部町のみが異を唱えたという経緯がありました。

私が関係者にその理由を尋ねたところ、このような答えが返ってきました。——他の生徒たちとの間に多少の違いがあるからといって、その子を押し出して別枠の中に囲い込む行為に賛成できないだけだ。世の中は多様な個性を持つ人たちでできている。ひとつのクラスの中に、いろんな個性があったほうが良いではないか。

ここは特別支援学級設置の是非について論じる場ではありませんが、設置に反対する理由がいかにも海部町らしいと感じたので、あえて紹介させてもらった次第です。海部町の人々は「いろんな人がいてもよい」ととどまらず、「いろんな人がいたほうがよい」という、多様性の維持に対し、より踏み込んだ積極的な態度をとっていると感じさせられます。】

枚方市も、本気で考えましょう。

それから、《インクルーシブ教育における国際的な流れ》や《子どもの権利に関する条例》などの記載は、とても良いと思いました。

ただ、【子どもの権利条約の 4 つの原則 1. 差別のないこと】

と記している以上、《特別支援学校は、排除の場ではな

		く》と記すのは、やはりやめてください。多くの障害当事者の方も、おとなになってから、排除の場であったと言われていています。これから先も、当事者さんから、きつと言われてます。	
	59-②	28ページの《生活上の困難を改善、克服し…》  あれほど何度も、支援教育充実審議会では、その一文は、個人に対しての医療モデルとなり、差別ですよ、とお伝えしてきたのに…。 きつと、見逃してしまっただけのことと思いますが、削除をお願いします。 それから、本日、大阪府教育庁の支援課へ電話で確認したところ、 《特別支援学校は、排除の場ではなく、その子にとっての…”選択肢のひとつ”》という記し方はしていない、とのことでした。 また、再度、確認はしますが…	ご意見の趣旨も踏まえ、修正案p39のように修正しております。
	59-③	それから、フルインクルーシブのモデル校を、やはり入れてください。これから、さらに教員不足は深刻になります。必ず、そうなります。 フルインクルーシブにして、教員免許のない方であっても、介助員や支援員をしていただくことで、人員確保していくことができます。 枚方市で前列を作り、その予算を国に要望していく方が、国も動くと思います。 以上、よろしくお願い致します。	モデル校の設置については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨は理解いたしますが、本在り方では現行制度の枠組みで実施可能な内容を示しております。今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。
60	60-①	①ともに学びともに育つ教育について ○第一段目の「大阪府では『ともに学びともに育つ教育を大切にしています。これは、すべての子どもが障害の有無にかかわらず、地域の学校で誰もが安心して一緒に学び、育っていくことをめざす教育のあり方です。子どもたち一人ひとりのちがいや個性を尊重し、互いに認め合いながら、ともに成長していくことを大切にする考え方です。』は、「ともに学びともに育つ教育」を長年に亘って進めてきた枚方市の教育の原点である。的確に文章化しておられると思う。またこの原点を今と将来に亘ってしっかり堅持して頂きたいと思います。 ○しかし、第二段目の「かつては、……(中略)……、特別支援学校への進学が『排除』のように受け止められることもありました。……」そして、その対比として、第三段目で、「しかし、現在では教育現場の考え方も大きく変わりつつあります。……略……特別支援学校は『排除	「ともに学び、ともに育つ教育」については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨も含め修正案p4のように修正しております。

の場』ではなく、その子にとって安心して学べる環境を整えた“選択肢のひとつ”と捉えています(後略)」と展開されています。

←全く、おかしいです!!「ともに学びともに育つ」とは、地域の子はどんな子も地域の学校へ入学し、近所の子、きょうだいと一緒に通い、学び、育ち合い、ともに成長していくことではないですか(第一段目)

←障害のある子が、きょうだいや近所の子といっしょに校区の学校に入学することを学校側、教育委員会側が“よし”としない、そういう態度で子どもにも保護者にも接してきた、そういう経緯があったことをお忘れですか。(重度の知的障害や行動障害のある子、視覚障害のある子どもを排除してきたのは、枚方市です。)

←枚方市教育委員会が「ともに学びともに育つ」教育を真面目にやろうとするならば、地域の学校で「ともに学びともに育ちましょう!」を原則的に呼びかけることこそが基本ではないですか。

←「特別支援学校を“選択肢のひとつ”と捉えています」などという言辞は、2年半に亘る審議会の話し合いの中で、一度も出てきていないと思います。突然、教育長が言われたのでしょうか?教育委員会の担当者なのでしょうか?

←「支援学校を選ぶ」保護者・子どもは、色々な思いで選ばれるでしょう。その気持ちの中で「地域の学校で十分なことできません、と本音で拒否されていた」という嘆きの言葉を支援学校にいった保護者の方たちからよく聞いてきました。残念です。そして、「支援学校を選ぶ保護者・子ども」が選択肢として支援学校を考えるとすることはあるとしても、枚方市教育委員会が、2年半の審議会の話し合いの上で「在り方(素案)」でこのような展開をされることは、まったく市民の思いを“無きもの”にしていると思います。

→上記しました理由から第二段、第三段を撤回してください。

←この章の冒頭で「大阪府では…」と書かれています。また、この章の最後で、参考文書:「ともに学び、ともに育つ支援教育の更なる充実のために」平成25年3月、と書かれています。—あたかもこの章の主張が、大阪府教育委員会を参考にして準じたような印象を与えます。

大阪府教育委員会に確かめました。「特別支援は“排除の場でなく”選択肢のひとつという枚方とニュアンス

	<p>で表明していない」と言われました。まちがった解釈は止めてください。</p>	
<p>60-②</p>	<p>②インクルーシブ教育における国際的な流れ  この項をおこし、提示されたこと、また「サラマンカ宣言」「障害者の権利に関する条約」「持続可能な開発目標(SDGs)」「国際・障害者権利委員会による総括初見」を提示し、説明すると共に、point をおさえてわかり易く表示されたことは、とてもいいと思いました。</p> <p>○そこで「サラマンカ宣言」(1994年)でも、「すべての子どもが障害の有無にかかわらず、地域の学校で共に学ぶことが基本であると強調されています」(引用しました)</p> <p>◎「特別支援教育」と「特別」をつけないことを審議会では話し合われました。答申案でもそうになっています。</p> <p>○そして、「教育制度は、子どもの多様なニーズに応じて柔軟に対応すべきであり、特別支援教育は分離ではなく共生の中で行われるべきだとしています」(引用しました)</p> <p>○&lt;point&gt;でも、「障害のある子どもも地域の学校で学ぶ権利がある」(引用)ですよ!!</p> <p>○2006年の「障害者の権利に関する条約」では、「障害のある子どもが、他の子どもと同じ学校で学ぶ権利を保障し、特別支援教育が分離ではなく、ともに学ぶ形で提供されるべきであるとしています」(引用)</p> <p>→「分離ではなく、共に学ぶ」ですよ!!</p> <p>○2015年の「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「インクルーシブ教育の推進は、教育の質を高めるだけでなく、社会全体の包摂性を高める重要な取り組みです」そうですね。インクルーシブな社会を創るには、インクルーシブ教育を実施・実現することが、極めて大切な要素になると思います。障害がある人もない人も共に生きること社会があたり前になるためには、幼・小・中・高・大学と教育を受ける期間に「共に学び、共に育つ」中で人間関係や人間性が育まれ、将来社会を形成する人間群が形成されていくと思います。</p> <p>○障害のモデル</p>	<p>本市では、障害の有無にかかわらず、可能な限り同じ場で共に学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育の構築を推進しています。ご意見にあるように、地域の学校での豊かな学びを継続できるよう、個々の状況に応じた支援体制の整備に努めてまいります。</p> <p>また、いただいたご意見をふまえ修正案p12のように修正しております。</p>

	<p>・障害のモデルで、医学モデル、社会モデル、そして人権モデルと、3つのモデルを紹介していることは、とてもいいと思いました。</p> <p>・そこで人権モデルについて「現在の教育政策は、障害者を“権利の主体”として位置づける人権モデル(CRPDモデル)に基づいており、社会全体で支える姿勢が求められています」(引用)←「人権モデルに基づいており、障害者の人権を尊重し、社会全体で支える姿勢が求められています」にしてほしいです。</p> <p>・point で「人権モデル:障害者=権利の主体として尊重される」と書かれているように。</p> <p>○合理的配慮の提供までのプロセス</p> <p>・合理的配慮の事例</p> <p>①「医療的ケアが必要な子どもについて」</p> <p>※印のあとに、学校看護師の配置について「安定的な確保には課題があるため、配置時間の相談をさせていただくことがあります」とは、どういうことでしょうか?看護師が足りないから、足りない時間分を保護者に来てくれ!ということではないでしょうね。医療的ケア児は、看護師の配置を受けて学校生活を保障されることは、法律でも守られています。「在り方案」にそれをくつがえす記述はおかしいと思います。</p> <p>・合理的配慮の事例は2つしか書いていません。</p> <p>その数はともかくとして、枚方市では視覚障害の子どもは、入学できないのですか。40年位前、枚方市では視覚障害の子どもを受け入れ、小中学校を枚方で過ごし、今、世界で活躍している方が居ます。ところが、最近(といっても少し前ですが)視覚障害の子どもが小学校に入学を拒否されたことを聞いています。地域の子は全力を尽くすべきでないですか。40年位前はそうしてきました。</p>	
60-③	<p>④子ども基本法</p> <p>→しっかり、位置づけ“在り方”で提示して頂いたことは、大変良いと思います。私もこころして、子ども達に接したいと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
60-④	<p>⑤子どもたちの「自立(社会的自立)」について</p> <p>・まず、「自立と(社会的自立)」を並記して書いておられますが、どういうちがいと同一性があるのでしょうか。広辞苑では「自立=他の力によらず身を立てること」と書いています。</p> <p>そのうえで、「社会的自立」も調べても出てきませ</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>

	<p>ん。新しく造語されたのでしょうか。←この併記、意味、狙いが、不明です。</p> <p>←「子どもたちが自立する」という言葉を「自立=他の力によらず身を立てること」と解釈して、市教委が「在り方」を提起されるのは基本的に違うと私は思います。</p> <p>障害のある子ども、今障害のない子ども「助けて」と友達大人のを求めたり、逆に自ら「助けよう」とする子供大人が育っていく教育、社会こそ枚方市のともに学び、ともに育つ教育はやってきたし、これからも推進していくのではないですか。</p> <p>もちろん障害がある子供にしろ、大人にしろ、自分ができる事はどんどん挑戦し、身に付けていったらそれはそれで大切だしいと思います。しかし「自立すべき」の窓から障害のある子供たちを見てその力を育てる視点でのみ展開されているこの項は、極めて表面的には親切に書かれていますが、「共に学ぶ、共に育つ」が、障害のある人間だけに視点がいていて、共に学び、育ち、生きている、生きていく。今、障害がなくてもすぐ傍にいる人間に目がいていないと私は思い、「在り方(素案)」の根本的な問題と思います。</p> <p>実際、「障害」のある子供たち、大人たちとお付き合いがあったら、彼らが周りの人間にどれほどヘルプを求められるか、周りの人間がどれほど共生感覚を持って付き合っていくかが、今の世で「障害」のある人たちと共に生きていく根本問題だとお分かりになるはずで「障害者の方が普通の人に合わせる」「他の人に頼らず身を立てる」を目的とするならば、「障害」のある人は生きていけなくなります。子供たちはとても「自分らしく生きる」(在り方素案)ことはできなくなります。「障害があるからできない」をゆったり受け入れ、子供たちがありのままにのびのび生き育ち合うことを私は願っています。だからこそその「共生」であり、「障害」のある子供、大人を分離しないで、一緒に学び育つ大切さがあるのではないのでしょうか。</p>	
60-⑤	<p>⑥子供たち一人ひとりの特性理解について</p> <p>1.多様な子供たちと共に学ぶ時代へ</p> <p>2.教育支援ソフトによる支援の質の向上、</p> <p>前文 3 行と▶主な機能を 4 点挙げられています。</p> <p>その後の展開について</p> <p>日々、子供たちと接して付き合うのは現場の教職員です。具体的な場面、やりとり、人間関係などの中で、子供たちは変化、成長します。また、子供の行動や情緒、</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>

	<p>心の動きは、現場の先生や子供たちとの関係で生み出されるものです。「ソフト」に出てくる「診断」や「傾向」が固定的に子供たちに予めあり、つきまとうものではありません。「ソフト」に傾倒する発想は、AI に依存する発想と似ている危惧を持ちます。</p> <p>→そこで、「日々、子供たちに関わる教員の感覚、経験や関わり、子供たちとの関係で生み出されるものを丁寧に見ていくことが基本的に大事です。そうした教職員の感覚や経験を補うものとして「ソフト」はあるという認識が大事だと思います。「ソフト」に出る結果を絶対化して、その窓から子供を見たり、教職員や他の子供たちとの関係の中で、生み出されているものを抜きにその子供を判断するようであってはならない。」このように訂正してください。</p> <p>3.個別の教育支援計画と指導計画</p> <p>4.学びの場の意向について</p> <p>「どの子も通常の学級で学び過ごし、育つ権利がある」をまず提示してください。</p> <p>5.校内支援委員会の役割</p> <p>子供に関わるすべての皆様への中、</p> <p>「支援が必要な子供ではなく、支援を受けながら、自分らしく育つ子供として、すべての子供が安心して学べる環境をみんなで作ります。」</p> <p>これはいいなあ!と思います。自分らしく、その子らしく、ゆったりでいきましょう!ガチガチに追い詰めないで!</p>	
60-⑥	<p>7.就学相談と支援体制の充実</p> <p>兼ねてから枚方市教育委員会、児童生徒支援課や教育政策課とは話し合いをさせてもらっていますが、就学通知を地域の小学校の校区に住む就学児がいる全家庭に早い時期に届くようにしていただきたいです。</p> <p>どの子も地域の学校で学ぶ場がある!という全ての子にとっての学習権の保障をしています!と言う行政からの意思表示になります。受け手は安心します。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
60-⑦	<p>8.通常の学級での支援配慮の充実</p> <p>まずこの章の副題～すべての子供が安心して学べる教室づくり～に、賛同します。</p> <p>→「障害」のある子もない子も安心して学べる、過ごせる、育ち合える教室ですよ。とするならば、「どんな子供も排除されたり、他の通級指導教室、支援学級へ行ったほうがいいですよと誘導されたりする事は決して安心して学べる通常学級ではないですよ。</p> <p>また、今、「障害」のない子供にとっても「障害」のある</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、「すべての子どもが安心して学べる学級づくり」については、修正案p 31のように修正しております。</p>

子が、ある時間は支援学級に「行ってきます」と行くその姿を日常的に体験している事は、非常に違った学びをしていると思います。「障害」のある子は「一緒じゃない。」「別のところで、別の先生がやる子」と。こうした現実から差別感が生まれないと思われませんか。子供にも大人にも生まれています。

共に学び、共に育つ教育は、今、「障害」のない子にとっても極めて大切な人間性を育む教育だと私は思います。大人の思惑で「障害」のある子を分けてはいけないということだと思えます。枚方ではそのようにやってきました。

残念ながら、今は少しの差異を見つけて、子供を別室で、別の担当がやる～と言う形が増加の一途をたどっています。

以上の観点から、この章でまず、「すべての子供が安心して学べる学級づくり」「どんな子も排除せず、共に学び、育ち合う学級づくり」をトップに確認する文章を書いて欲しいと思います。

それとともに、通常の学級での授業についての記述として以下の追加してほしいと思います。

<仲間とともに生き生きと学ぶ授業づくり>

授業そのものが子供たちにとってつまらないものであつては、例えタブレットなど使ったとしても時間だけ流れていきます。

どの子も（もちろん「障害」のある子も）喰いついてくる、生き生きと感性も踊りだす、楽しい授業をする工夫をぜひしていただきたいし、項目に加えていただきたいと思えます。それには真実を根底に秘めた理性だけでなく感性、見える、聞く、伝わる、反応がある、五感に訴え、響き合える授業づくりをしていただきたいと私は思えます。（この項を入れていただきたいです。）

#### 6. 合理的配慮と一人一人を大切にしたい学びと支援

この表で「配慮の例」として「ペア・グループ学習」が挙げられていて、その目的として子供同士の助け合いを促すとあります。

お尋ねします。ペア学習とは？福祉の現場では「ペアサポート」があります。「障害」のある当事者が、他の「障害」のある当事者をサポートすることです。

では、ペア学習とは？「障害」のある子が他の「障害」のあることを学び合うことかな？

私はあえて「ペア」ではなくて、いろんなこと学習しあえ

	<p>る「グループ学習」を通常の学級でしてほしいと願っています。</p>	
60-⑧	<p>11. 自立活動について 自立活動についての章で、「～をできる力を子供の発達に応じて、子供自身が意識して身に付けていくこと」「その子ができるようにになりたいことを一緒に考えます」「子供自身が「できた!」と感じられるような体験を積み重ねていく」など、「できる」が強調されている、あるいは自立活動ができるがポイントになっていることが1番気になります。</p> <p>いわば「障害」があるが故に「できない」ことがいろいろ子供によって違いがありますが、そのことをどのように教職員や保護者が認識して関わっていくかがとても大事だと思います。</p> <p>言い換えたら、「できない」ことを、ゆったり共有し合うことの方がお互いの認識として大切だと思います。そのことで「障害」のある子、「障害」のある大人は、どれほど自分をゆったり受け止め、生きる勇気が湧いてくることでしょう。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>
60-⑨	<p>最後に審議会の話し合いで傍聴させていただきましたが、フルインクルーシブ教育についてモデルを作りたいねと言う意見が出ていましたが、その話はどうなっているのでしょうか？</p> <p>まとめ 2年半、審議会の皆様、市教委の皆様、本当にお疲れ様です。より良いものにするために、ぜひパブコメも生かして下さるよう心よりお願い致します。ありがとうございました!</p>	<p>モデル校の設置については、枚方市支援教育充実審議会においても活発にご議論いただきました。ご意見の趣旨は理解いたしますが、本在り方は現行制度の枠組みで実施可能な内容を示しております。今後も保護者、学校、関係機関と連携して子どもたちの支援を進めてまいります。</p>

※個人情報保護のため、氏名や特定に繋がる表現などを一部調整して掲載しています。